


熊取事業所第3次設工認 コメント対応整理、補正申請書反映状況表 (R2/09/15)

○9月10日コメント

第3次設工認 (第4回補正) 事実確認事項 (個別事項)

番号	コメント内容	回答/対応	補足資料	申請書反映箇所
6-1	<p>●No.5-1 関連</p> <p>・申請対象設備について、本申請で認可を受けようとする安全機能を仕様表で明確にすること。 今後申請予定の安全機能については、仕様表又は図面等に認可を受けようとする設計仕様 (名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付け位置等) を、許可申請書の基本的設計方針を踏まえ、具体的に記載すること。(改善の機会)</p>	<p>本申請の各仕様表について、次回以降申請する安全機能について 記載しているもの、本申請で安全機能を確認し、次回以降の申請で一部の安全機能を確認するもの、工事の方法について記載しているもの、該当しない理由について記載しているもの、位置、構造・強度、機能・性能の全てを認可対象として申請するものを色分けして示したものを資料6-1に示す。 今後申請予定の安全機能については、仕様表又は図面等に認可を受けようとする設計仕様 (名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付け位置等) を、許可申請書の基本的設計方針を踏まえ、具体的に記載するように記載を確認する。</p>	資料6-1	—
6-2	<p>・本申請に係る設備機器について、安全機能の一部を分割し次回以降申請する場合、本申請と次回以降申請する安全機能を明確にすること。また、次回以降、仕様表をどのように作成するのか、仕様表作成の考え方を整理して説明すること。</p>	<p>本申請に係る設備機器の安全機能の一部を次回以降申請する場合は、本申請の仕様表別表に次回以降申請する安全機能を記載することにより、本申請で認可を受けようとする範囲と次回以降申請で認可を受けようとする範囲を明確に区別する。 次回以降申請する当該設備機器の仕様表には、本申請の当該機器の仕様表に次回以降申請する安全機能の一部を追記する (下線を引き当該箇所を強調する) ことにより、最終的に当該設備機器の仕様表が完成するイメージで仕様表を作成する。</p>	—	—
6-3	<p>●P454～「添2表1-3-1 第1加工棟各部位が有する安全機能」について、第11条内部火災のうち、火災区域として考慮されていない屋根に求められる火災時の安全機能について、許可された加工施設としての技術基準に基づく仕様を整理して説明すること。 【追加情報】原子力発電所の内部火災影響評価ガイドでは、屋根を評価対象としていません。</p>	<p>屋根を評価対象としていないため、「—」と記載しているが、内部火災発生時の屋根に求められるその他の安全機能について、資料6-3に整理する。</p>	資料6-3	—

番号	コメント内容	回答／対応	補足資料	申請書反映箇所
6-4	<p>●P24 第1加工棟 仕様表</p> <p>人の不法侵入等の防止：[9.1-B1] 加工基準規則第9条の規定は、工場等に対する要求事項となっている。許可を踏まえた設計となっているか確認し、技術基準の要求事項に対して、該当する仕様を整理して説明すること。</p> <p>また、設計仕様に記載した立入制限区域、出入り管理設備、爆発性又は可燃性を有する物件の不正持ち込みについて、具体的な設計仕様を説明すること。保安規定で対応する事項がある場合、その規定内容を説明すること。</p>	<p>技術基準の要求である、①加工施設への人の不法な侵入、②加工施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物件等の持ち込み、③不正アクセス行為の防止に対して、事業変更許可申請書を踏まえ、設工認申請書仕様表において、</p> <p>①-1 立入制限区域を設け、所定の出入口以外からの人の立ち入りを禁止して管理。</p> <p>①-2 加工施設の建物は、鉄筋コンクリート壁、鉄扉等堅牢な障壁を有する構造とする設計。</p> <p>①-3 管理区域の出入口で、人の出入りを常時監視する管理。</p> <p>①-4 核燃料物質等の移動には、各部門長の承認を得て行うことにより、不法な移動を防止する管理。</p> <p>② 敷地内に入構する際には、爆発性又は可燃性を有する物件などが不正に持ち込まれないことを確認する管理。</p> <p>③なお、第1加工棟には、不正アクセス防止措置の対象となる加工施設及び核燃料物質の防護のために必要な操作に係る情報システムはない。</p> <p>と整理している。</p> <p>このうち、立入制限区域、出入り管理設備、爆発性又は可燃性を有する物件の不正持ち込みについての具体的な設計は以下となる。</p> <p>立入制限区域：周辺監視区域境界にフェンス等の障壁を設けるか、又は周辺監視区域である旨を示す標識を設ける等の方法によって、当該区域に業務上立ち入る者以外の者の立ち入りを制限するとともに、加工施設の周辺及び周辺監視区域境界における監視する。(保安規定第46条第2項、第46条の2(1))</p> <p>出入り管理設備：施錠、侵入検知器、監視カメラ等の不法侵入等防止設備を設置し、管理区域への人の出入りを監視する。</p> <p>爆発性又は可燃性を有する物件の不正持ち込み： (保安規定第46条の2(4))</p>	—	—
6-5	<p>[申請書 P568]</p> <p>許容応力度の参照資料として「鋼構造許容応力度設計規準」が挙げられているが、1年前の出版物である。</p> <p>評価式などに事業許可以降で不整合等の影響はないか。</p>	<p>設工認申請書 P. 576 の(6)に説明を記載。</p> <p>線材の断面検定に必要な部分だけを使用しており、新旧で影響のないことを確認している。</p>	—	—

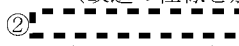

番号	コメント内容	回答／対応	補足資料	申請書反映箇所
6-6	<p>●事業変更許可申請書記載の「消防法に規定する数を十分上回るように設置する。」設計について、設工認申請書において説明している箇所を示すこと。</p>	<p>第1加工棟の仕様表「火災等による損傷の防止」に設置する消火器の員数を示している。</p> <p>仕様表に示した消火器の本数を以下のとおり考慮すると、消防法施行規則第六条に基づく必要消火能力以上の消火器を設置している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防法令からの消火器の必要数は、消火能力単位で求める。</li> <li>・第1加工棟の場合、単位面積100㎡毎に、1消火能力が必要となる。</li> <li>・今回申請する第1加工棟の延床面積は2539㎡であり、ここから必要となる消火能力は26（小数点以下切り上げ）となる。</li> <li>・消火器は大きさにより消火能力が異なり、 <ul style="list-style-type: none"> <li>10型消火器の消火能力は3</li> <li>20型消火器の消火能力は5</li> <li>50型消火器の消火能力は10</li> </ul> </li> </ul> <p>となる。設置する消火器は、10型消火器が20本、20型消火器が13本、50型消火器が2本であり、消火能力は<math>20 \times 3 + 13 \times 5 + 10 \times 2 = 145</math>となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要消火能力26に対して消火能力145となり、裕度ある消火器を設置している。</li> </ul>	—	—

資料 Q 6 - 1

表へー 2 - 1 第 1 加工棟 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 平成・18・10・31 原第 30 号 (平成 19 年 6 月 1 日付け)	
	施設名称	第 1 加工棟 第 1 加工棟 避難通路 第 1 加工棟 非常用照明、誘導灯 第 1 加工棟 所内通信連絡設備 第 1 加工棟 自動火災報知設備 第 1 加工棟 消火器 屋外 消火栓	
建物・構築物名称又は設備・機器名称 機器名	{1001} <sup>(1)</sup> 第 1 加工棟	(付属設備) {8038} 緊急設備 非常用照明 {8038-2} 緊急設備 誘導灯 {8035} 緊急設備 避難通路 {8007-7} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカー)) {8007-10} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンブ)) {8007-8} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ)) {8009-5} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器) {8009-6} 火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機) {8010-5} 消火設備 消火器 {8012-3} 消火設備 屋外消火栓 {8012-5} 消火設備 屋外消火栓配管	


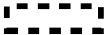
黄色マーカー : 次回以降申請する安全機能 (機能性能等) について記載しているもの  
 緑色マーカー : 本申請で安全機能を確認し、次回以降申請においても一部の安全機能を確認するもの  
 青色マーカー : 工事の方法について記載しているもの  
 灰色マーカー : 該当しない理由について記載しているもの  
 二重取消線 : 他の設備で申請する安全機能について説明しているもの  
 その他 : 位置、構造強度、機能性能の全てを認可対象として申請しているもの

建物・構築物の区分 変更内容	<p>本体、付属設備</p> <p>改造</p> <p>新規基準に適合させるために、第 1 加工棟に以下の改造を行う。 また、改造工事完了後の第 1 加工棟の安全機能を有する部位の位置、構造 (材料、厚さ) を図へー I - 1 及び図へー I - 2 に示す。</p> <p>①隣接一般建物との間にエキスパンションジョイントを設置<sup>(2)</sup> 第 1 加工棟の東側を一般建物とし、構造上分離する。 (改造の仕様を別表へー 2 - 1 - 1 に示す。)</p> <p>②の撤去<sup>(3)</sup> 車両通行の利便性を向上させるために、の撤去を行う。</p> <p>③鉄骨補強<sup>(2)</sup> 地震による損傷の防止対策として、耐震性を向上させるために補強部材を取り付ける等の改造を行う。 (改造の仕様を別表へー 2 - 1 - 2 に示す。)</p> <p>④杭・基礎の追加<sup>(2)</sup> 地震による損傷の防止対策として、耐震性を向上させるために杭・基礎の増設を行う。 (改造の仕様を別表へー 2 - 1 - 3 に示す。)</p> <p>⑤天井ボード及び天井ボードに設置している設備の撤去<sup>(2)</sup> 地震による損傷の防止対策として、天井ボード及び天井ボードに設置している設備 (緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯、通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカー))、火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)) の撤去を行う。</p> <p>⑥外部扉の改造、外部シャッター鋼製扉への改造<sup>(2)</sup> 竜巻による損傷の防止対策として、既設の外部に面した鋼製扉 (以下「外部扉」という。)(⑦で閉止するものを除く) を竜巻による風荷重に耐える強度を有した扉 (以下「竜巻対策扉」という。) に改造する。また、外部に面したシャッター (以下「外部シャッター」という。) を竜巻対策扉に改造する。 (改造の仕様を別表へー 2 - 1 - 4 に示す。)</p>
-------------------	--

表へー2-1 第1加工棟 仕様（続き）

変更内容	<p>⑦外部に面した不要な窓、扉の撤去及び閉止<sup>(2)</sup>          竜巻による損傷の防止対策として、不要な外部扉、窓を撤去し、開口部を鉄筋コンクリートで閉止する改造を行う。          及びの北側にある旧前室の開口部の閉止工事に当たっては、当該前室部の撤去を行うことから第1加工棟北側の外壁の形状変更、並びに管理区域境界及び火災区画境界の形状変更を行う。          （改造の仕様を別表へー2-1-5に示す。）</p> <p>⑧防火区画の新設及び改造<sup>(2)</sup>          火災による損傷の防止対策として、防火区画の新設及び防火設備の改造を行う。          （改造の仕様を別表へー2-1-6に示す。）</p> <p>⑨屋根への梯子の追加設置<sup>(2)</sup>          火山・積雪による損傷防止のソフト対策として実施する降下火砕物、積雪の除去作業のための梯子を屋根に追加設置する。          （改造の仕様を別表へー2-1-7に示す。）</p> <p>⑩ボード壁、鉄板閉止部の鉄筋コンクリート壁への改造<sup>(2)</sup>          第1加工棟の東側を一般建物としたことに伴い、新たに外壁に該当することとなったの北側の間仕切壁（せっこうボード）について、加工施設への人の不法な侵入等の防止対策として、鉄筋コンクリート壁に改造する。          また、東面の防火区画上の既設鉄板閉止部を鉄筋コンクリートで閉止する。</p> <p>⑪建物南西側の旧前室の管理区域区分の変更          地震及び竜巻対策の一環で第1加工棟の南西側の旧前室を加工施設として使用しないものとするため、当該室の管理区域の設定を解除し周辺監視区域に変更する。なお、本変更に伴う工事は無い。          付属設備については、リ、その他の加工施設の項で示す。</p>
設置場所	第1加工棟
員数	（建物）1 （付属設備の員数は、技術基準に基づく仕様欄に示す。）
一般仕様	型式 （建物） 鉄骨造及び鉄筋コンクリート造、平屋建て（一部中2階付き） 建築面積 約2500 m <sup>2</sup> 、延床面積 約2600 m <sup>2</sup> （付属設備の型式は、技術基準に基づく仕様欄に示す。）
	主要な構造材 （建物）別表へー2-1-1～別表へー2-1-11に示す。
	寸法（単位：mm） （建物）概略寸法：の
	その他の構成機器 —
	その他の性能 —
	核燃料物質の状態 —
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 —
	<p>[5.1-B1]          第1加工棟（土間コンクリートを除く）は杭基礎構造とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、第1加工棟を十分に支持することができる地盤に設ける設計。          支持層は、加工事業変更許可申請書のとおり、N値30以上の洪積層である大阪層群（泉南累層）とする設計。</p> <p>【既設杭】          ○既設杭仕様          ・支持方法 N値30以上の洪積層（粘土層及び砂層）に杭で支持させる。          ・杭材料 の杭250φ及び300φ          ・杭先端深さ 約G.L-5 m～-9 m          ・杭配置 図へー2-1-6</p>



表へー 2 - 1 第 1 加工棟 仕様 (続き)

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>安全機能を有する施設の地盤</p>	<p><b>【増設杭】</b></p> <p>○補強タイプ 31 仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支持方法 N 値 30 以上の洪積層 (粘土層) に杭で支持させる。</li> <li>・杭材料 先端羽根付き鋼管杭 (スクリューパイル EAZET) 国土交通大臣認定番号 TACP-0353 (粘土質層) 267.4φ×8.0  羽根径 580 mm×2 本 (C'-18 通り)</li> <li>・杭先端深さ<sup>(21)</sup> 約 G.L-9 m</li> <li>・杭配置 図へー 2 - 1 - 6</li> <li>・詳細図 図へー 2 - 1 - 3 3</li> </ul> <p>○補強タイプ 34 仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支持方法 N 値 30 以上の洪積層 (粘土層) に杭で支持させる。</li> <li>・杭材料 先端羽根付き鋼管杭 (スクリューパイル EAZET) 国土交通大臣認定番号 TACP-0353 (粘土質層) 267.4φ×8.0  羽根径 580 mm×4 本 (D-18 通り) 羽根径 580 mm×4 本 (D-20A 通り)</li> <li>・杭先端深さ<sup>(21)</sup> 約 GL-8 m~10 m</li> <li>・杭配置 図へー 2 - 1 - 6</li> <li>・詳細図 図へー 2 - 1 - 3 4</li> </ul> <p><b>【土間コンクリート】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持</li> <li>・地盤種別 表層近くの人工盛土 (粘土層及び砂層)</li> </ul> <p>土間コンクリートを支持する表層の人工盛土の液状化に関しては、加工事業変更許可申請書に記載のとおり、地方公共団体の評価において液状化のおそれがなく、さらに敷地内での詳細調査の結果においても第 1 加工棟では液状化のおそれがないことを確認した<sup>(18)</sup>。</p> <p>[5.1-F1]</p> <p>緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯、緊急設備 避難通路、通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))、通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ))、通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ))、火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)、火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)、消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋外消火栓配管は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 加工棟の壁、柱、はり、屋根等に固定する設計。</p> <p>消火設備 屋外消火栓配管を埋設する場合は、液状化のおそれのない地盤に設置する設計。</p> <p>なお、消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋外消火栓配管は、次回以降の申請で適合性を確認する (別表へー 2 - 1 - 9)。</p>
<p>地震による損傷の防止</p>	<p>地震による損傷の防止</p>	<p>[6.1-B1]</p> <p>第 1 加工棟建物の耐震重要度分類は第 3 類 (割増係数 1.0) とする設計。 第 1 加工棟は、以下に示す耐震補強の改造を行い、一次設計、二次設計を満足することで、地震による損傷を防止できる設計。</p> <p>○耐震補強の改造仕様</p> <p>別表へー 2 - 1 - 1 ~ 別表へー 2 - 1 - 7 に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震のための補強箇所 図へー 2 - 1 - 1、図へー 2 - 1 - 6 ~ 図へー 2 - 1 - 1 8 に示す。</li> <li>・位置、構造、寸法、材料 別表へー 2 - 1 - 2 (1/2) ~ (2/2)、別表へー 2 - 1 - 3、図へー 2 - 1 - 2 1 ~ 図へー 2 - 1 - 3 4 に示す。</li> </ul>

表へー2-1 第1加工棟 仕様 (続き)

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>地震による損傷の防止</p>	<p>○一次設計 常時作用している荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。<sup>(19)</sup></p> <p>○二次設計 建築基準法施行令第八十二条の三に規定する保有水平耐力の確認を行い、第1加工棟の保有水平耐力が必要保有水平耐力を上回る設計とする。<sup>(20)</sup></p> <p>[6.1-F1] 第1加工棟に設置する緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯、通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))、通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ))、通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ))、火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)、火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)、消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋外消火栓配管は、耐震重要度分類を第3類とし、第1加工棟の壁、柱、はり、屋根等にボルト又は溶接等で固定する設計。 天井ボード及び天井ボードに設置している設備 (緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯、通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))、火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器))は撤去を行う。 消火設備 屋外消火栓配管を埋設する場合は、液状化のおそれのない地盤に設置する設計。 なお、消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋外消火栓配管は、次回以降の申請で適合性を確認する (別表へー2-1-9)。</p>
	<p>津波による損傷の防止</p>	<p>—<sup>(4)</sup></p>
	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p>	<p>(竜巻) [8.1-B2] 第1加工棟建物は設計竜巻 (F1、最大風速 49 m/s) による竜巻荷重を上回る保有水平耐力を有する設計。 設計竜巻に対する安全機能を有する部位 (以下「F1 竜巻防護境界」という。)は、設計竜巻の荷重に耐える設計。</p> <p>【改造部】</p> <p>○既設外部扉及び外部シャッタの竜巻対策扉への改造<sup>(5)</sup></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・位置 外部扉改造：扉配置を図へー2-1-1、図へー2-1-4及び図へー2-1-35-1に示す。</li> <li>・構造・寸法 外部扉の仕様を図へー2-1-35-2の建具表に示す。また、改造鋼製扉姿図を図へー2-1-36、図へー2-1-37に示す。</li> <li>・材料 主な材料を別表へー2-1-4に示す。</li> </ul> <p>○不要な外部扉、窓の撤去及び鉄筋コンクリート壁による閉止<sup>(5)</sup></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・位置 窓、扉撤去及び閉止の配置を図へー2-1-1、図へー2-1-4に示す。</li> <li>・構造・寸法 閉止の仕様及び詳細図を図へー2-1-46～図へー2-1-48に示す。</li> <li>・材料 主な材料を別表へー2-1-5に示す。</li> </ul>

表へー2-1 第1加工棟 仕様 (続き)


技術基準に基づく仕様	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>○安全機能を期待しない  の北側の旧前室、 の北側の旧前室を撤去</p> <p>F1 竜巻防護境界の位置を図へー2-1-60～図へー2-1-61に、改造を伴わない既設のF1 竜巻防護境界の構造・寸法を別表へー2-1-11に示す。</p> <p>(落雷) —<sup>(6)</sup></p> <p>(極低温) [8.1-F2] 消火設備 屋外消火栓には、凍結防止対策として地上露出部に断熱材を設置する設計<sup>(7)</sup>。 なお、熊取事業所は寒冷地には立地しておらず大阪府による凍結深度は設定されていない。また、消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋外消火栓配管は、次回以降の申請で適合性を確認する (別表へー2-1-9)。</p> <p>(降下火砕物) [8.1-B3] 第1加工棟の屋根は、湿潤密度 1.5 g/cm<sup>3</sup> とした降下火砕物の厚さ 12 cm 分の重量に耐える設計。</p> <p>(積雪) [8.1-B4] 第1加工棟の屋根は、大阪府建築基準法施行細則第三十条の二に定められる 29 cm の積雪に耐える設計。</p> <p>(生物学的事象) —<sup>(8)</sup></p> <p>(航空機落下) —<sup>(9)</sup></p> <p>(森林火災、外部火災)<sup>(10)</sup> [8.1-B5] [8.2-B2] 想定する火災源に対し、その影響を受けないための離隔距離が、危険距離以上とする設計。また、想定する爆発源に対して、その影響を受けないための離隔距離が、危険限界距離以上となること又は一般高圧ガス保安規則で定める第一種設備距離の2倍以上の離隔距離を確保する設計。 防護対象施設と敷地内の竹林及び危険物施設の位置関係を図へー2-1-56に、防護対象施設と敷地内の高圧ガス貯蔵施設の位置関係を図へー2-1-57に、敷地内の燃料輸送車両の走行経路と火災発生位置を図へー2-1-58に、敷地内の高圧ガス輸送車両の走行経路と爆発位置を図へー2-1-59に示す。また、想定する火災源、爆発源からの離隔距離を別表へー2-1-12に示す。</p> <p>(電磁的障害) —<sup>(11)</sup></p> <p>(交通事故) —<sup>(12)</sup></p>
------------	-----------------	---







表へー 2 - 1 第 1 加工棟 仕様 (続き)

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>加工施設への人の不法な侵入等の防止</p>	<p>[9.1-B1]</p> <p>以下の方策により、人の不法な侵入を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・立入制限区域を設け、所定の出入口以外からの人の立ち入りを禁止して管理。</li> <li>・加工施設の建物は、鉄筋コンクリート壁、鉄扉等堅牢な障壁を有する構造とする設計。</li> <li>・管理区域の出入口で、人の出入りを常時監視する管理。</li> <li>・核燃料物質等の移動には、各部門長の承認を得て行うことにより、不法な移動を防止する管理。</li> <li>・敷地内に入構する際には、爆発性又は易燃性を有する物件などが不正に持ち込まれないことを確認する管理。</li> </ul> <p>第 1 加工棟は、上記の管理を行う敷地内に設置し、別表へー 2 - 1 - 8 に示す材料を用い、堅牢な障壁を有する構造とする。また、第 1 加工棟の東側を一般建物としたことから、新たに外壁となる既設のボード壁を鉄筋コンクリート造の壁に改造する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・位置 改造する壁の配置を図へー 2 - 1 - 1、図へー 2 - 1 - 4 に示す。</li> <li>・構造・方法 改造する壁の仕様及び詳細図を図へー 2 - 1 - 4 6 及び図へー 2 - 1 - 4 9 に示す。</li> </ul> <p>なお、第 1 加工棟には、不正アクセス防止措置の対象となる加工施設及び核燃料物質の防護のために必要な操作に係る情報システムはない。</p>
	<p>閉じ込めの機能</p>	<p>[10.1-B1]</p> <p>ウランを輸送容器に密封して貯蔵し、又は固体廃棄物を汚染の広がり防止する措置を講じてドラム缶その他の金属容器に収納し密閉した状態で保管廃棄し、汚染の発生するおそれのない区域である第 2 種管理区域を設定する設計。</p> <p>管理区域の設定範囲を、図へー 2 - 1 - 5 4 に示す。</p>
	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>[11.1-F1]</p> <p>消火設備については、消防法に基づき消火設備 屋外消火栓及び消火設備 消火器を設置する設計。</p> <p>消火設備 屋外消火栓は、消防法施行令第十九条に基づき、有効範囲を半径 40 m とし、第 1 加工棟全域を包含できるように設置する設計<sup>(13)</sup>。</p> <p>消火設備 屋外消火栓の消火栓ポンプは、非常用電源設備 No.1 非常用発電機、非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が喪失しても動作可能な設計。</p> <p>○設備の員数 (消火設備 屋外消火栓)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消火設備 屋外消火栓：1 式<sup>(13)</sup></li> <li>・消火設備 屋外消火栓に設置するホース：20 m ホース 2 本以上</li> </ul> <p>消火設備 屋外消火栓の配置を図リ - 4 - 1 - 5 に示す<sup>(13)</sup>。</p> <p>消火栓の系統図を図リ - 4 - 1 - 1 0 に示す。</p> <p>なお、消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋外消火栓配管、消火設備 屋外消火栓の消火栓ポンプは、次回以降の申請で適合性を確認する (別表へー 2 - 1 - 9)。</p> <p>屋外消火栓による消火活動が円滑に行えるよう、建物外から各室へのアクセスルートをも 2 つ以上確保する管理。第 1 加工棟の消火活動時のアクセスルートを図へー 2 - 1 - 6 2 に示す。</p>

表へー2-1 第1加工棟 仕様 (続き)

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>技術基準【火災等による損傷の防止】欄の「非常用電源設備 No.1 非常用発電機、非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続する設計」の仕様は、技術基準【非常用電源設備】欄の[24.2-F2]の記載と同一の仕様であり、重複した記載となっている。本仕様については、本申請で適合性確認を受けるものであり、添付図欄に示す図リ-4-1-6で非常用電源系統への接続状況を確認する。</p>	<p>消火設備 消火器は、消防法施行令第十条、消防法施行規則第六条に基づき、防火対象物の各部分から歩行距離 20 m 以下となるように配置する設計。転倒防止策を講じて配置する。</p> <p>○設備の員数 (消火設備 消火器)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ABC 粉末消火器 10 型 : 20 本</li> <li>・ABC 粉末消火器 20 型 : 13 本</li> <li>・ABC 粉末消火器 50 型 : 2 本</li> </ul> <p>消火設備 消火器の配置を図リ-4-1-4に示す。</p> <p>[11.1-F2]</p> <p>消防法施行令第二十一条、消防法施行規則第二十三条に基づき、火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)<sup>(4)</sup>を有効に火災の発生を感知することができるように設け、火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)を設置し、火災が発生した場合に警報を発する設計。</p> <p>火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)、火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)は、外部電源を喪失した場合であっても無警戒とならないようバッテリーを備えるとともに、非常用電源設備 No.1 非常用発電機、非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続する設計。</p> <p>警戒区域は、管理区域の別、工程の別等により消防法の規定以上に細分化し、火災信号の発報箇所を早期に限定できる設計。</p> <p>○設備の員数 (火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・熱感知器 (スポット型) : 27 台</li> <li>・煙感知器 (スポット型) : 35 台</li> </ul> <p>○設備の員数 (火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受信機 (P 型受信機) : 1 台</li> </ul> <p>火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)、火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)の配置を図リ-4-1-3に示す。火災感知設備 自動火災報知設備の系統図を図リ-4-1-9に示す。</p> <p>[11.3-B1]</p> <p>○火災の発生防止</p> <p>第1加工棟は建築基準法第二条第九号の三で定める不燃性材料を用いた準耐火建築物とし、耐火性の高い設計とすることにより、火災の発生を防止する設計。耐震補強等で追加する材料は、鋼材、コンクリート等の不燃性又は難燃性材料とする設計。</p> <p>使用する材料を別表へー2-1-1～別表へー2-1-8に示す。</p> <p>[11.3-B2]</p> <p>○火災の影響緩和</p> <p>第1加工棟は建築基準法施行令百十二条に基づく防火区画を火災区域として設定する設計。また、火災区域境界と同一の境界を持つ火災防護上の火災区画を設定する設計。</p> <p>各火災区画の等価時間が火災区画の耐火時間を超えない設計。</p> <p>○火災対策のための補強箇所</p> <p>図へー2-1-1 第1加工棟 工事概要図参照</p> <p>○火災区画の設定及び関連図面</p> <p>図へー2-1-5 2 第1加工棟 火災区画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災区画ごとの材料及び厚さ :             <ul style="list-style-type: none"> <li>図へー2-1-2 0 第1加工棟 既設部材リスト 2</li> <li>図へー2-1-3 5-1 第1加工棟 鋼製扉 配置図、建具表 1</li> <li>図へー2-1-3 5-2 第1加工棟 鋼製扉 配置図、建具表 2</li> <li>図へー2-1-4 3 第1加工棟  東側壁 (防火区画)</li> </ul> </li> </ul>
-------------------	--	--

表へー2-1 第1加工棟 仕様(続き)

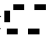
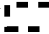

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	<p>                     図へー2-1-44 第1加工棟  東側壁1 (防火区画)                      図へー2-1-45 第1加工棟  東側壁2 (防火区画)                      図へー2-1-52 第1加工棟 火災区画                 </p> <p>○火災区画 1P-1の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象部材</li> <li>区画境界壁、区画境界スラブ及び特定防火設備 (防火扉、防火シャッター)</li> <li>区画境界壁 (コンクリートブロック有効厚さ<sup>(22)</sup>50 mm 以上かつ鉄筋のかぶり厚さ40 mm 以上:1時間)</li> <li>区画境界壁 (強化せっこうボード厚さ12 mm 以上2枚貼り (壁両面):1時間)</li> <li>区画境界壁 (鉄筋コンクリート厚さ100 mm 以上:2時間)</li> <li>区画境界スラブ (天井スラブ) (鉄筋コンクリート厚さ100 mm 以上:2時間)</li> <li>特定防火設備 (防火扉) (表面鉄板厚さ0.5 mm 以上 (扉両面):1時間)</li> <li>特定防火設備 (防火シャッター) (スラット板厚さ1.5 mm 以上:1時間)</li> </ul> <p>○火災区画 1P-2の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象部材</li> <li>区画境界壁、区画境界スラブ及び特定防火設備 (防火扉)</li> <li>区画境界壁 (鉄筋コンクリート厚さ100 mm 以上:2時間)</li> <li>区画境界スラブ (天井スラブ) (鉄筋コンクリート厚さ100 mm 以上:2時間)</li> <li>特定防火設備 (防火扉) (表面鉄板厚さ0.5 mm 以上 (扉両面):1時間)</li> </ul> <p>○火災区画 1P-3の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象部材</li> <li>区画境界壁及び特定防火設備 (防火扉、防火シャッター)</li> <li>区画境界壁 (コンクリートブロック有効厚さ<sup>(22)</sup>50 mm 以上かつ鉄筋のかぶり厚さ40 mm 以上:1時間)</li> <li>区画境界壁 (鉄筋コンクリート厚さ100 mm 以上:2時間)</li> <li>区画境界壁 (強化せっこうボード厚さ12 mm 以上2枚貼り (壁両面):1時間)</li> <li>特定防火設備 (防火扉) (表面鉄板厚さ0.5 mm 以上 (扉両面):1時間)</li> <li>特定防火設備 (防火シャッター) (スラット板厚さ1.5 mm 以上:1時間)</li> </ul> <p>○火災区画 1P-4の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象部材</li> <li>区画境界壁及び特定防火設備 (防火扉、防火シャッター)</li> <li>区画境界壁 (鉄筋コンクリート厚さ100 mm 以上:2時間)</li> <li>区画境界壁 (強化せっこうボード厚さ12 mm 以上2枚貼り (壁両面):1時間)</li> <li>特定防火設備 (防火扉) (表面鉄板厚さ0.5 mm 以上 (扉両面):1時間)</li> <li>特定防火設備 (防火シャッター) (スラット板厚さ1.5 mm 以上:1時間)</li> </ul>
------------	-------------	---

表へー2-1 第1加工棟 仕様 (続き)

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>○火災区画 1P-5の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象部材 区画境界壁及び特定防火設備 (防火扉、防火シャッター) 区画境界壁 (強化せつこうボード厚さ12 mm以上2枚貼り (壁両面) : 1時間) 区画境界壁 (鉄筋コンクリート厚さ100 mm以上 : 2時間) 特定防火設備 (防火扉) (表面鉄板厚さ0.5 mm以上 (扉両面) : 1時間) 特定防火設備 (防火シャッター) (スラット板厚1.5 mm以上 : 1時間)</li> </ul> <p>○火災区画 1P-6 (旧前室) の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象部材 隣接する火災区画との区画境界壁及び特定防火設備 (防火扉)</li> </ul> <p>北面区画境界壁 (鉄筋コンクリート厚さ100 mm以上 : 2時間) 北面特定防火設備 (防火扉 KSD-2) (表面鉄板厚さ0.5 mm以上 (扉両面) : 1時間)</p> <p>[11.3-B3] 火災区画間の延焼を防止するために、電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、建築基準法施行令第百十二条第20項に基づき、耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたものを施工する設計。 第1加工棟における貫通部を図へー2-1-52に示す。</p> <p>[11.3-F2] 電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、分電盤に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する設計。 配線用遮断器の結線図を図りー4-1-6に示す。</p>
<p>加工施設内における溢水による損傷の防止</p>	<p>加工施設内における溢水による損傷の防止</p>	<p>[12.1-B1] 第1加工棟内は溢水源がない設計。</p>
<p>安全避難通路等</p>	<p>安全避難通路等</p>	<p>[13.1-F1] 第1加工棟には、容易に識別できる緊急設備 避難通路を設置する設計。緊急設備 避難通路には、建築基準法施行令第百二十六条の四に基づき照明装置の設置を通常要する部分には緊急設備 非常用照明を、消防法施行令第二十六条に基づき防火対象物に緊急設備 誘導灯を設置する設計。 緊急設備 非常用照明及び緊急設備 誘導灯には、停電時に備えてバッテリーを内蔵するとともに、非常用電源設備 No.1 非常用発電機<sup>(15)</sup>、非常用電源設備 No.2 非常用発電機<sup>(15)</sup>に接続し、外部電源が喪失しても動作可能な設計。</p> <p>○設備の員数 (緊急設備)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>非常用照明<sup>(14)</sup> : 15 台</li> <li>誘導灯<sup>(14)</sup> : 47 台</li> </ul> <p>緊急設備 避難通路、緊急設備 非常用照明及び緊急設備 誘導灯の配置を図りー4-1-1に示す。</p> <p>[13.1-F2] 加工施設には、非常用照明、誘導灯とは別に、設計基準事故が発生した場合の現場操作が可能となるように、専用電源を備えた緊急設備 可搬型照明を設置する設計。 なお、緊急設備 可搬型照明は、次回以降の申請で適合性を確認する (別表へー2-1-9)。</p>

技術基準【安全避難通路等】欄の「非常用電源設備 No.1 非常用発電機、非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が喪失しても動作可能な設計」の仕様は、技術基準【非常用電源設備】欄の[24.2-F2]の記載と同一の仕様であり、重複した記載となっている。本仕様については、本申請で適合性確認を受けるものであり、添付図欄に示す図りー4-1-6で非常用電源系統への接続状況を確認する。

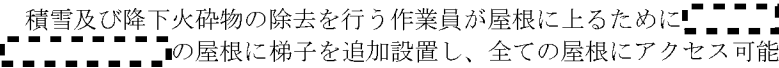
表へー 2 - 1 第 1 加工棟 仕様 (続き)

技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設	<p>[14. 1-B1] [14. 1-F1]</p> <p>設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計。</p> <p>なお、消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋外消火栓配管は、次回以降の申請で適合性を確認する (別表へー 2 - 1 - 9)。</p> <p>[14. 2-B1] [14. 2-F1]</p> <p>当該施設の安全機能を確保するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計。</p> <p>なお、消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋外消火栓配管は、次回以降の申請で適合性を確認する (別表へー 2 - 1 - 9)。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	<p>[18. 1-F3]</p> <p>消防法施行令第二十一条、消防法施行規則第二十三条に基づき、火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器) <sup>(14)</sup>を有効に火災の発生を感知することができるように設け、火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機) を設置し、火災が発生した場合に警報を発する設計。</p> <p>火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)、火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機) の配置を図リー 4 - 1 - 3 に示す。</p>
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	<p>[22. 1-B1]</p> <p>加工事業変更許可申請書 (平成 30 年 3 月 28 日付け原規規発第 1803284 号) のとおり、貯蔵施設には最大貯蔵能力の濃縮ウラン、再生濃縮ウラン等が、保管廃棄施設には最大保管廃棄能力の放射性固体廃棄物が存在するものとして、直接線及びスカイシャイン線の線量を評価し、敷地境界における線量が年間 1 mSv より十分に低減できるような建物の壁、屋根等の厚さとする設計。</p> <p>○第 1 加工棟の遮蔽機能としての仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・壁、屋根等の厚さ (設計確認値) <sup>(16)</sup>: 図へー 2 - 1 - 5 3 に示した壁厚さ、別表へー 2 - 1 - 1 0 参照</li> <li>・コンクリートの気乾単位容積質量  以上</li> <li>・コンクリートブロックの気乾かさ密度  以上</li> <li>・扉 (鉄) の密度  以上</li> </ul> <p>[22. 2-B1]</p> <p>壁、屋根により工場等内における外部放射線を低減する設計。</p>
	換気設備	—

表へー2ー1 第1加工棟 仕様(続き)

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>非常用電源設備</p>	<p>[24.2-F1]          緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯、通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))、火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)は、バッテリーを内蔵する設計。          火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)、通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))は、それぞれ火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)、通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))のバッテリーから給電する設計。</p> <p>[24.2-F2]          緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯、通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))、通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))、火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)、火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)、消火設備 屋外消火栓の消火栓ポンプは、非常用電源設備 No.1 非常用発電機<sup>(15)</sup>、非常用電源設備 No.2 非常用発電機<sup>(15)</sup>に接続し、外部電源が喪失しても動作可能な設計。          なお、消火設備 屋外消火栓の消火栓ポンプは、次回以降の申請で適合性を確認する(別表へー2ー1ー9)。</p>
	<p>技術基準【非常用電源設備】欄の「非常用電源設備 No.1 非常用発電機、非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が喪失しても動作可能な設計」の仕様は、本申請で適合性確認を受けるものである。添付図欄に示す図リー4ー1ー6で非常用電源系統への接続状況を確認する。</p>	<p>[25.1-F1]          所内の通信連絡のため、第1加工棟に所内通信連絡設備として、通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))、通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))、通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHS アンテナ))を設置する設計。          通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))には、マイクが付属する設計。          通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))、通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))、通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHS アンテナ))の配置を図リー4ー1ー2に示す。          所内全体の通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備)の系統図を図リー4ー1ー7に示す。所内全体の放送性能は、次回以降の申請で適合性を確認する(別表へー2ー1ー9)。</p> <p>○設備の員数(通信連絡設備)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))<sup>(14)</sup>: 10 台</li> <li>・所内通信連絡設備(放送設備(アンプ)): 1 台</li> <li>・所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHS アンテナ)): 5 台</li> </ul> <p>通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHS アンテナ))は、通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)<sup>(17)</sup>に接続する設計。          通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHS アンテナ))には、所内携帯電話機(PHS)が付属する設計。          通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHS アンテナ))の系統図を図リー4ー1ー8に示す。通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)は、次回以降の申請で適合性を確認する(別表へー2ー1ー9)。</p> <p>[25.2-F1]          加工施設内には、外部への通信連絡のための多様性を確保した通信連絡設備 所外通信連絡設備を設置する設計。          なお、通信連絡設備 所外通信連絡設備は、次回以降の申請で適合性を確認する(別表へー2ー1ー9)。</p>
	<p>通信連絡設備</p>	

表へー2-1 第1加工棟 仕様(続き)

<p>その他許可で求める仕様</p>	<p>[99-B1] 積雪及び降下火砕物の除去を行う作業員が屋根に上るために、の屋根に梯子を追加設置し、全ての屋根にアクセス可能とする設計。 屋根のアクセスマートを図へー2-1-51に示す。追加設置する梯子の耐震重要度分類は第3類とする。</p> <p>[99-B2]<sup>(23)</sup> 東側に隣接する一般建物も耐震重要度分類第3類相当の設計とし、エキスパンションジョイントの可動幅は、第1加工棟及び隣接一般建物の最大変位量の和に対して十分に余裕がある設計。</p> <p>[99-B4] F3 竜巻の風荷重に対して保有水平耐力が上回る設計。</p>
<p>添付図</p>	<p>図へーI-1-1～図へーI-1-2、図へー1-1-1～図へー1-1-2、図へー2-1-1～図へー2-1-62、図リ-4-1-1～図リ-4-1-10</p>

- (1) 第1加工棟の建物本体に設置する防護閉止板又はコンクリート、大型外扉、外扉を含む。
- (2) 原規規発第1803284号(平成30年3月28日付け)に基づく変更
- (3) 平成・18・10・31原第30号(平成19年6月1日付け)に基づく変更
- (4) 本加工施設の敷地は標高約48mにあり、基準津波の最大遡上高さ6mと比べて十分高く、遡上波は到達しないことを確認している。
- (5) 第1加工棟の竜巻対策として、留め具、枠、扉の一式を竜巻対策扉に改造するため、加工事業変更許可申請書に記載していた「留め具の補強」だけを実施する扉はない。また、不要な窓、扉の撤去及び閉止は鉄筋コンクリート壁設置により行い、防護閉止板を設置するケースはない。
- (6) 建築基準法第三十三条にある高さ20m以上の建物に該当せず、また危険物の規制に関する政令第十条第1項第十四号に規定される指定数量の10倍を超える危険物の屋内貯蔵所ではないため、法令上避雷針の設置は必要ない。
- (7) 熊取事業所は寒冷地には立地しておらず大阪府による凍結深度は設定されていない。埋設の場合は公共建築工事標準仕様書に従い、地中埋設深さを車両道路では管の上端より600mm以上、それ以外は300mm以上とし、地上露出部では断熱材を設置する。本申請に係る工事により、消火設備 屋外消火栓(消火栓No.6)、消火設備 屋外消火栓配管を仮移設するが、仮移設する屋外消火栓配管を埋設する場合は公共建築工事標準仕様書に従って埋設し、仮移設する屋外消火栓、屋外消火栓配管の地上露出部には断熱材を設置する。
- (8) 換気設備がないため、生物学的事象の影響を受けるおそれはない。
- (9) 「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について」に基づいて本加工施設への航空機落下確率を評価し、航空機落下確率の総和が $10^{-7}$ (回/施設・年)を超えないことから、想定する外部事象として航空機の墜落を想定する必要がないことを加工事業変更許可申請書に示すとおり確認している。
- (10) 第1加工棟は、航空機落下火災の影響評価対象でない。
- (11) インターロックを有する設備がないため、電磁的障害の影響を受けるおそれはない。
- (12) 一般道路から距離が離れているため、交通事故の影響を受けるおそれはない。第1加工棟と町道の位置関係を示したものを図へー2-1-55に示す。
- (13) 加工施設に係る消火設備 屋外消火栓は6台(消火栓No.6、消火栓No.7、消火栓No.10、消火栓No.11、消火栓No.12、消火栓No.13)であり、このうち、第1加工棟全域を包含できるように設置する消火設備 屋外消火栓は4台(消火栓No.6、消火栓No.7、消火栓No.10、消火栓No.11)である。本申請に係る工事により、図リ-4-1-5に示すとおり消火設備 屋外消火栓(消火栓No.6)、消火設備 屋外消火栓配管を仮移設するが、仮移設中においても消火器の設置、可搬消防ポンプを近傍に備えることにより、消火設備の機能を維持する。
- (14) 本申請に係る工事(天井ボード及び天井ボードに設置している設備の撤去)により、緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯、通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))、火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)の一部を撤去する工事を行うこととしているが、取外し工事に先立って、本申請のり、その他の加工施設の工事で、緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯、通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))、火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)を設置して安全機能の確認を行い、安全機能を維持する。
- (15) 非常用電源設備No.1 非常用発電機、非常用電源設備No.2 非常用発電機は、次回以降の申請で適合性を確認するが、これらに接続する設備・機器の安全機能の確認は、既存の非常用電源設備No.1 非常用発電機、非常用電源設備No.2 非常用発電機に接続して行う。非常用電源設備No.1 非常用発電機、非常用電源設備No.2 非常用発電機の適合性確認までの間は、既存の非常用電源設備No.1 非常用発電機、非常用電源設備No.2 非常用発電機に接続し、安全機能を維持する。
- (16) 外部放射線の線量評価において第1加工棟建物の鉄板屋根の厚さを考慮していない。
- (17) 通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)は、次回以降の申請で適合性を確認するが、通信連絡設備

所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））の安全機能の確認は、既存の通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）に接続して行う。また、通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）の適合性確認までの間は、既存の通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）に接続し、安全機能を維持する。通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））の系統図を図リ-4-1-8に示す。

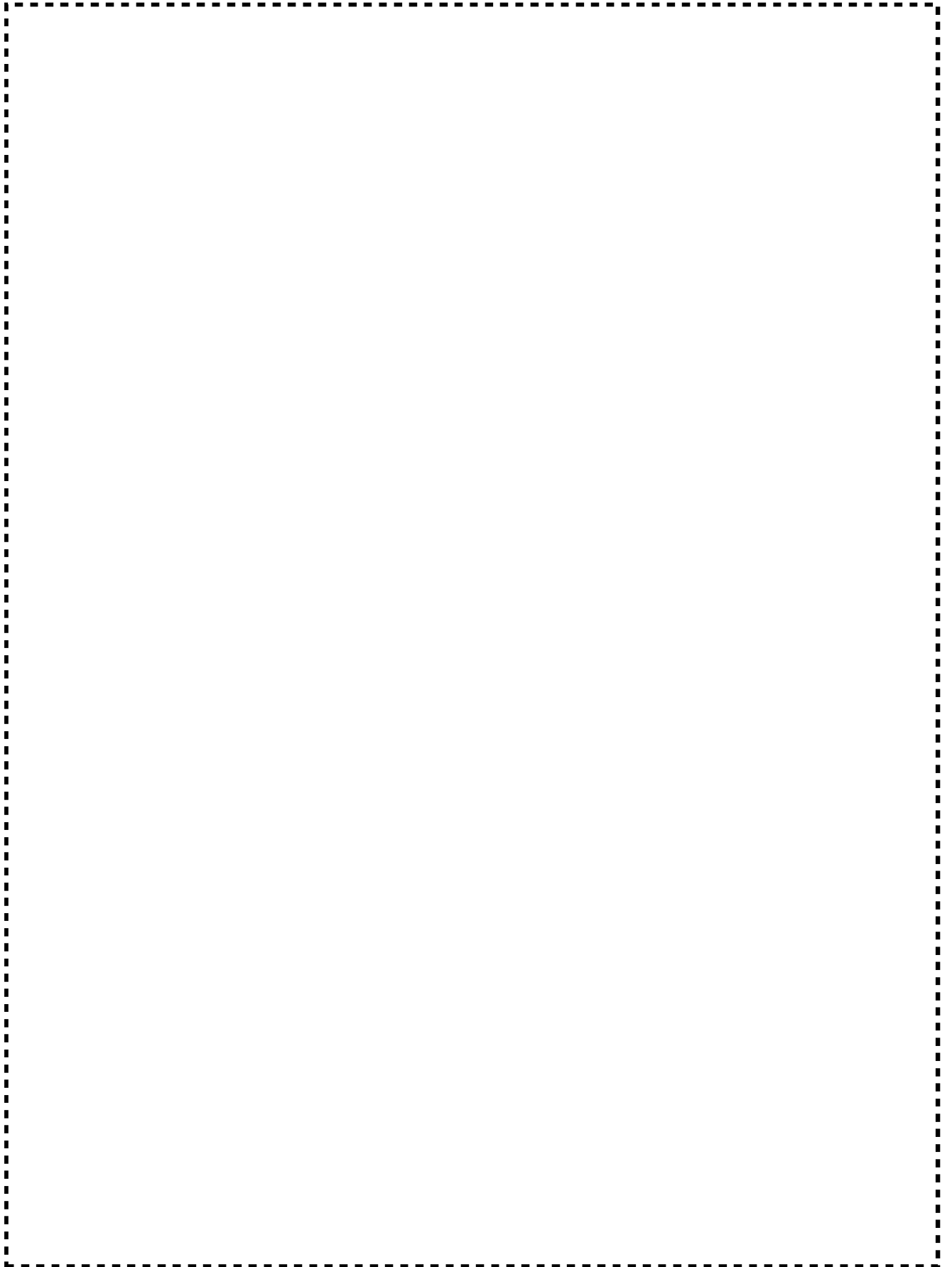
- (18) 表層地盤の液状化評価は、日本建築学会「建築基礎構造設計指針」に準じて層ごとに液状化安全率 FL、水平地盤変位  $D_{cy}$  で確認すると共に、当該地点の液状化の可能性のある層に重み付けを行い、地盤全体としての液状化危険度の傾向を表す PL 法（岩崎・龍岡ら）に基づき確認した。
- (19) 具体的には、建築基準法施行令第八十八条に規定する標準せん断力係数  $C_0$  を 0.2 として、地震地域係数  $Z$ （大阪府の場合 1.0）、建物・構築物の振動特性に応じて地震層せん断力の高さ方向の分布を表す  $A_i$ 、建物・構築物の振動特性と地盤の種類を考慮して算出する  $R_t$  から求めた地震層せん断力係数  $C_i$  に、当該建物・構築物の部分が支える重量を乗じ、さらに耐震重要度に応じた割り増し係数 1.0 を乗じた静的地震力を算定し、常時作用している荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする設計とする。
- (20) 必要保有水平耐力は、標準せん断力係数  $C_0$  を 1.0 として、建物の減衰性及び変形能力による構造特性係数  $D_s$  と、剛性率・偏心率に応じて定める形状特性係数  $F_{es}$  を乗じて求める必要保有水平耐力  $Q_{un}$  に、耐震重要度分類に応じた割り増し係数を乗じた値とする。
- (21) 増設する杭の杭先端深さについては、施工管理により多少変動する場合がある。
- (22) コンクリートブロックの有効厚さについては、図へ-2-1-5 2 参照。
- (23) 附属書類 1 「耐震性に関する説明書」 3. 第 1 加工棟の耐震性に関する計算の基本方針 (8) 補足 参照



別表へー 2 - 1 - 9 第 1 加工棟 仕様 (次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲)

項目	技術基準に基づく仕様	適合性を確認するための施設
安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された建物に設置する又は固定する設計。	消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋外消火栓配管
地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類第3類として固定する設計。	消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋外消火栓配管
外部からの衝撃による損傷の防止	[8.1-F2] 過去に記録された最低気温-7.5℃(大阪管区気象台1945年1月28日)を踏まえ、屋外消火栓に断熱材付きの配管を用いる設計。	消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋外消火栓配管
火災等による損傷の防止	[11.1-F1] 消防法に基づき屋外消火栓を設置する設計。屋外消火栓の消火栓ポンプは、非常用電源設備で動作可能とする設計。	消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋外消火栓配管、消火設備 屋外消火栓の消火栓ポンプ
安全避難通路等	[13.1-F2] 加工施設内に専用電源を備えた可搬型照明を設置する設計。	緊急設備 可搬型照明
安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計。	消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋外消火栓配管
	[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確保するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計。	消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋外消火栓配管
非常用電源設備	[24.2-F2] 非常用電源設備に接続し、外部電源が喪失しても動作可能な設計。	消火設備 屋外消火栓の消火栓ポンプ
通信連絡設備	[25.1-F1] 加工施設内に所内通信連絡設備を備える設計。	通信連絡設備 所内通信連絡設備 (電話交換機)
	[25.1-F1] 加工施設内に所内通信連絡設備を備える設計。	通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備)
	[25.2-F1] 加工施設内に外部への通信連絡設備を備える設計。	通信連絡設備 所外通信連絡設備

仕様表へー 2 - 1 の次回以降の申請で適合性を確認する範囲について記載した箇所の内容と上記別表へー 2 - 1 - 9 の内容は、整合が取れたものとしている。



図リ - 4 - 1 - 6 第 1 加工棟 配線用遮断器結線図

黄色マーカー：次回以降申請する安全機能（機性能等）について記載しているもの  
 緑色マーカー：本申請で安全機能を確認し、次回以降申請においても一部の安全機能を確認するもの  
 青色マーカー：工事の方法について記載しているもの  
 灰色マーカー：該当しない理由について記載しているもの  
 二重取消線：他の設備で申請する安全機能について説明しているもの  
 その他：位置、構造強度、機性能の全てを認可対象として申請しているもの



表へー 3 - 1 第 1 - 1 貯蔵容器保管設備 第 1 - 1 貯蔵容器保管区域 仕様

許可との対応	許可番号（日付） 施設名称	原規規発第 1803284 号（平成 30 年 3 月 28 日付け） 第 1 - 1 貯蔵容器保管設備
建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	{5064} 第 1 - 1 貯蔵容器保管設備 第 1 - 1 貯蔵容器保管区域	
変更内容	撤去（第 1 - 1 貯蔵容器保管区域と、その構成機器である鋼製パレット、 ストッパ及びアンカーボルトを撤去する。）	
設置場所	第 1 加工棟 [ ] <sup>(1)</sup>	
員数	1	
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	—
	寸法（単位：mm）	概略寸法：[ ]
	その他の構成機器	鋼製パレット 204 個（上・中段用 136 個、下段用 68 個） ストッパ 136 個、アンカーボルト 2 本/ストッパ
	その他の性能	最大貯蔵能力：[ ]
	核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	—
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	—
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F3] 第 1 - 1 貯蔵容器保管設備 第 1 - 1 貯蔵容器保管区域の撤去を行う。	
添付図	図へー 5 - 1 - 1	

(1) 加工の事業の変更許可（平成 30 年 3 月 28 日付け原規規発第 1803284 号にて許可）に基づき、[ ]の部屋名称を[ ]に変更する。

表へー 3 - 2 粉末・ペレット貯蔵容器 I 型 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 粉末・ペレット貯蔵容器 I 型
建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	{5066} 粉末・ペレット貯蔵容器 I 型 —	
変更内容	撤去 <sup>(1)</sup> (粉末・ペレット貯蔵容器 I 型 480 個を撤去する。)	
設置場所	第 1 - 3 貯蔵棟  、第 2 加工棟   、第 1 加工棟  <sup>(2)</sup>	
員数	480 個	
一般仕様	型式	円筒型
	主要な構造材	—
	寸法 (単位: mm)	—
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の状態	—
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	—
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	—
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F3] 粉末・ペレット貯蔵容器 I 型 600 個のうち 480 個を撤去する。	
添付図	—	




- (1) 本申請では、加工施設の変更に係る設計及び工事の方法の認可 (平成 17 年 6 月 28 日付け平成 17・04・28 原第 6 号にて認可) を受けた粉末・ペレット貯蔵容器 I 型 600 個のうち、480 個を撤去する。今後も使用する粉末・ペレット貯蔵容器 I 型 (120 個) は次回以降の設工認で適合性を確認する。
- (2) 加工の事業の変更許可 (平成 30 年 3 月 28 日付け原規規発第 1803284 号にて許可) に基づき、の部屋名称をに変更する。

表へー 4 - 1 第 1 - 1 燃料集合体保管設備 第 1 - 1 燃料集合体保管区域 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 1 - 1 燃料集合体保管設備
設備・機器名称 機器名	{5065} 第 1 - 1 燃料集合体保管設備 第 1 - 1 燃料集合体保管区域	
変更内容	撤去 (第 1 - 1 燃料集合体保管区域と、その構成機器であるストップ及びアンカーボルトを撤去する。)	
設置場所	第 1 加工棟 [redacted] (1)	
員数	1	
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	—
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: [redacted]
	その他の構成機器	ストップ 80 個、アンカーボルト 2 本/ストップ
	その他の性能	最大貯蔵能力: [redacted] (集合体輸送容器 NFI-V 型で 18 個) 最大段数: 2 段
	核燃料物質の状態	燃料集合体
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	—
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	—
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F3] 第 1 - 1 燃料集合体保管設備 第 1 - 1 燃料集合体保管区域の撤去を行う。	
添付図	図へー 5 - 1 - 1	

(1) 加工の事業の変更許可 (平成 30 年 3 月 28 日付け原規規発第 1803284 号にて許可) に基づき、[redacted] の部屋名称を [redacted] に変更する。

表へー5－1 第1－1 輸送物保管区域 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	輸送物保管区域 第 1－1 輸送物保管区域
設備・機器名称 機器名	{5009} 第 1－1 輸送物保管区域 —	
変更内容	新設 (輸送物の保管に限定する第 1－1 輸送物保管区域を新設する。)	
設置場所	第 1 加工棟  <sup>(1)</sup>	
員数	1	
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	—
	寸法 (単位 : mm)	概略寸法 : 
	その他の構成機器	粉末輸送容器、ペレット輸送容器、集合体輸送容器
	その他の性能	最大貯蔵能力 :  (粉末又はペレットを輸送容器にて貯蔵する場合は、合わせて 180 個以下とし、燃料集合体又は燃料棒組立体を燃料集合体の輸送容器にて貯蔵する場合は、燃料集合体の輸送容器 1 個につき、粉末又はペレットの輸送容器 5 個相当として粉末又はペレットの輸送容器と合わせて 180 個以下とする。) 床面にペイントで第 1－1 輸送物保管区域を明示。
	核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット又はそのスクラップ、燃料棒、燃料集合体 (いずれも輸送容器に収納)
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 加工棟の土間に設置する設計。
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F2] ウランを核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則に基づいて閉じ込めの機能を確認した輸送容器に密閉して貯蔵する管理。
	火災等による損傷の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計。
	材料及び構造	—
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	

表へー 5 - 1 第 1 - 1 輸送物保管区域 仕様 (続き)

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	<p>[99-F2] 加工事業変更許可申請書に記載している貯蔵能力として最大貯蔵能力を [ ] とする設計。 ここで、年間の延べ貯蔵能力は [ ] とするよう管理。</p> <p>[99-F4] 第 1 - 1 輸送物保管区域は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則に基づく輸送物を貯蔵することで臨界防止する設計。</p> <p>[99-F5] 第 1 - 1 輸送物保管区域に貯蔵する輸送容器は耐震重要度分類第 3 類相当の固定措置として、輸送容器は 1 段置きで管理。</p>	
添付図	図へー 5 - 1 - 1	

- (1) 加工の事業の変更許可 (平成 30 年 3 月 28 日付け原規規発第 1803284 号にて許可) に基づき、 [ ] の部屋名称を [ ] に変更する。

黄色マーカー：次回以降申請する安全機能（機能性能等）について記載しているもの  
 緑色マーカー：本申請で安全機能を確認し、次回以降申請においても一部の安全機能を確認するもの  
 青色マーカー：工事の方法について記載しているもの  
 灰色マーカー：該当しない理由について記載しているもの  
 二重取消線：他の設備で申請する安全機能について説明しているもの  
 その他：位置、構造強度、機能性能の全てを認可対象として申請しているもの

表ト-2-1 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 仕様

許可との対応		許可番号（日付）	原規規発第 1803284 号（平成 30 年 3 月 28 日付け）
		施設名称	保管廃棄設備
設備・機器名称 機器名		{6155} 保管廃棄設備 廃棄物保管区域	
変更内容		改造（保管廃棄能力を に変更する。（保管廃棄能力を変更するが工事は行わない。））	
設置場所		第 1 加工棟	
員数		1	
一般仕様	型式	—	
	主要な構造材	—	
	寸法（単位：m）	概略寸法：約 L×	
	その他の構成機器	—	
	その他の性能	保管廃棄能力： ドラム缶（200 L 缶、3 段積み以下）及び大型金属容器（1 段置き）で保管廃棄する。 保管廃棄設備 廃棄物保管区域を床面にペイントで明示する。 （200 L ドラム缶）の放射性廃棄物を収納する。	
核燃料物質の状態		放射性固体廃棄物	
核燃料物質の臨界防止		—	
技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 加工棟の土間に設置する設計。	
	地震による損傷の防止	—	
	津波による損傷の防止	—	
	外部からの衝撃による損傷の防止	—	
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—	
	閉じ込めの機能	[10.1-F3] 固体廃棄物を汚染の広がりを防止する措置を講じてドラム缶その他の金属製容器に収納し密閉した状態で保管廃棄する管理。	
	火災等による損傷の防止	—	
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—	
	安全避難通路等	—	
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計。  [14.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計。	
材料及び構造	—		
搬送設備	—		
核燃料物質の貯蔵施設	—		
警報設備等	—		
放射線管理施設	—		







表ト-2-1 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 仕様 (続き)

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	<p>[20.1-F1]                      保管廃棄設備 廃棄物保管区域では、 の保管廃棄能力を有する設計。</p> <p>[20.2-F1]                      保管廃棄設備 廃棄物保管区域は放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、放射性廃棄物を保管廃棄する区域を床面にペイントで明示する設計。</p>
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	<p>[99-F5]                      200 L ドラム缶は、耐震重要度分類第 1 類相当の転倒防止策（固縛措置含む。）を講じる管理。                      大型金属容器は、耐震重要度分類第 1 類相当の転倒防止策を講じる管理。</p>	
添付図	図ト-2-1-1	

表ト-2-2 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 仕様


許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 保管廃棄設備
設備・機器名称 機器名	{6156} 保管廃棄設備 廃棄物保管区域	
変更内容	改造 (廃棄物保管区域の形状を変更する。) ①保管区域の形状変更	
設置場所	第 1 加工棟	
員数	1	
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	—
	寸法 (単位 : m)	概略寸法 : 約 $1.1 \times 1.1$ m
	その他の構成機器	—
	その他の性能	保管廃棄能力 : ドラム缶 (200 L 缶、1 段置き) で保管廃棄する。 保管廃棄設備 廃棄物保管区域を床面にペイントで明示する。 (200 L ドラム缶) の放射性廃棄物を収納する。
	核燃料物質の状態	放射性固体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 加工棟の土間に設置する設計。
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F3] 固体廃棄物を汚染の広がりを防止する措置を講じてドラム缶その他の金属製容器に収納し密閉した状態で保管廃棄する管理。
	火災等による損傷の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計。  [14.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	

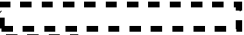
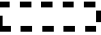

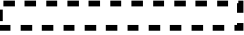
表ト-2-2 保管廃棄設備  廃棄物保管区域 仕様 (続き)

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	<p>[20.1-F1]                  保管廃棄設備  廃棄物保管区域では、 の保管廃棄能力を有する設計。</p> <p>[20.2-F1]                  保管廃棄設備  廃棄物保管区域は放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、放射性廃棄物を保管廃棄する区域を床面にペイントで明示する設計。</p>
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	<p>[99-F5]                  200 L ドラム缶は、耐震重要度分類第 1 類相当の転倒防止策（固縛措置含む。）を講じる管理。</p>	
添付図	図ト-2-1-1	

表ト-2-3 保管廃棄設備 〰〰〰〰〰〰〰〰 廃棄物保管区域 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 保管廃棄設備
設備・機器名称 機器名	{6157} 保管廃棄設備 〰〰〰〰〰〰〰〰 廃棄物保管区域	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 1 加工棟 〰〰〰〰〰〰〰〰	
員数	1	
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	—
	寸法 (単位 : m)	概略寸法 : 〰〰〰 <sup>L</sup> × 〰〰 <sup>W</sup>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	保管廃棄能力 : 〰〰〰〰〰〰〰〰 ドラム缶 (200 L 缶、2 段積み以下) で保管廃棄する。 保管廃棄設備 〰〰〰〰〰〰〰〰 廃棄物保管区域を床面にペイントで明示する。 〰〰〰〰〰 (200 L ドラム缶) の放射性廃棄物を収納する。
核燃料物質の状態	放射性固体廃棄物	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 加工棟の土間に設置する設計。
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F3] 固体廃棄物を汚染の広がりを防止する措置を講じてドラム缶その他の金属製容器に収納し密閉した状態で保管廃棄する管理。
	火災等による損傷の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計。  [14.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	

表ト-2-3 保管廃棄設備  廃棄物保管区域 仕様 (続き)

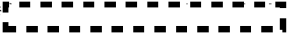
技術基準に基づく仕様	廃棄施設	<p>[20.1-F1] 保管廃棄設備  廃棄物保管区域では、  の保管廃棄能力を有する設計。</p> <p>[20.2-F1] 保管廃棄設備  廃棄物保管区域は放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、放射性廃棄物を保管廃棄する区域を床面にペイントで明示する設計。</p>
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	<p>[99-F5] 200 L ドラム缶は、耐震重要度分類第 1 類相当の転倒防止策 (固縛措置含む。) を講じる管理。</p>	
添付図	図ト-2-1-1	

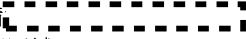



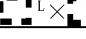


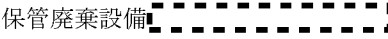

表ト-2-4 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 保管廃棄設備
設備・機器名称 機器名	{6158} 保管廃棄設備 廃棄物保管区域	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 1 加工棟	
員数	1	
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	—
	寸法 (単位 : m)	概略寸法 : 約 L × W
	その他の構成機器	—
	その他の性能	保管廃棄能力 : ドラム缶 (200 L 缶、1 段置き) で保管廃棄する。 保管廃棄設備 廃棄物保管区域を床面にペイントで明示する。 (200 L ドラム缶) の放射性廃棄物を収納する。
核燃料物質の状態	放射性固体廃棄物	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 加工棟の土間に設置する設計。
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F3] 固体廃棄物を汚染の広がりを防止する措置を講じてドラム缶その他の金属製容器に収納し密閉した状態で保管廃棄する管理。
	火災等による損傷の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計。  [14.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計。
	材料及び構造	—
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	

表ト-2-4 保管廃棄設備<sup>■</sup> 廃棄物保管区域 仕様（続き）

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	<p>[20.1-F1]                      保管廃棄設備<sup>■</sup> 廃棄物保管区域では、<sup>■</sup>の保管廃棄能力を有する設計。</p> <p>[20.2-F1]                      保管廃棄設備<sup>■</sup> 廃棄物保管区域は放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、放射性廃棄物を保管廃棄する区域を床面にペイントで明示する設計。</p>
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	<p>[99-F5]                      200 L ドラム缶は、耐震重要度分類第 1 類相当の転倒防止策（固縛措置を含む。）を講じる管理。</p>	
添付図	図ト-2-1-1	

表ト-2-5 保管廃棄設備  廃棄物保管区域 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 保管廃棄設備
設備・機器名称 機器名	{6159} 保管廃棄設備  廃棄物保管区域	
変更内容	改造 (廃棄物保管区域の形状を変更する。) ①保管区域の形状変更	
設置場所	第 1 加工棟 	
員数	1	
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	—
	寸法 (単位 : m)	概略寸法 : 西側区域 約  L ×  W 東側区域 約  L ×  W
	その他の構成機器	—
	その他の性能	保管廃棄能力 :  ドラム缶 (200 L 缶、2 段積み以下) 及び大型金属容器 (1 段置き) で保管廃棄する。 保管廃棄設備  廃棄物保管区域を床面にペイントで明示する。  (200 L ドラム缶) の放射性廃棄物を収納する。
	核燃料物質の状態	放射性固体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 加工棟の土間に設置する設計。
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F3] 固体廃棄物を汚染の広がりを防止する措置を講じてドラム缶その他の金属製容器に収納し密閉した状態で保管廃棄する管理。
	火災等による損傷の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計。  [14.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	



表ト-2-5 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 仕様 (続き)

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	<p>[20.1-F1]                      保管廃棄設備 廃棄物保管区域では、 の保管廃棄能力を有する設計。</p> <p>[20.2-F1]                      保管廃棄設備 廃棄物保管区域は放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、放射性廃棄物を保管廃棄する区域を床面にペイントで明示する設計。</p>
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	<p>[99-F5]                      200 L ドラム缶は、耐震重要度分類第 1 類相当の転倒防止策（固縛措置含む。）を講じる管理。                      大型金属容器は、耐震重要度分類第 1 類相当の転倒防止策を講じる管理。</p>	
添付図	図ト-2-1-1	

表ト-2-6 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 保管廃棄設備
設備・機器名称 機器名	{6160} 保管廃棄設備 廃棄物保管区域	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 1 加工棟	
員数	1	
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	—
	寸法 (単位 : m)	概略寸法 : 約 $2.5^L \times 2.5^W$
	その他の構成機器	—
	その他の性能	保管廃棄能力 : ドラム缶 (200 L 缶、1 段置き) で保管廃棄する。 保管廃棄設備 廃棄物保管区域を床面にペイントで明示する。 (200 L ドラム缶) の放射性廃棄物を収納する。
核燃料物質の状態	放射性固体廃棄物	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 加工棟の土間に設置する設計。
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F3] 固体廃棄物を汚染の広がりを防止する措置を講じてドラム缶その他の金属製容器に収納し密閉した状態で保管廃棄する管理。
	火災等による損傷の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計。  [14.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計。
	材料及び構造	—
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	

表ト-2-6 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 仕様（続き）

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	<p>[20.1-F1] 保管廃棄設備 廃棄物保管区域では、の保管廃棄能力を有する設計。</p> <p>[20.2-F1] 保管廃棄設備 廃棄物保管区域は放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、放射性廃棄物を保管廃棄する区域を床面にペイントで明示する設計。</p>
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	<p>[99-F5] 200 L ドラム缶は、耐震重要度分類第 1 類相当の転倒防止策（固縛措置含む。）を講じる管理。</p>	
添付図	図ト-2-1-1	

表ト-2-7 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 保管廃棄設備
設備・機器名称 機器名	{6161} 保管廃棄設備 廃棄物保管区域	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 1 加工棟	
員数	1	
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	—
	寸法 (単位 : m)	概略寸法 : 西側区域 約 $10 \times 10$ 東側区域 約 $10 \times 10$
	その他の構成機器	—
	その他の性能	保管廃棄能力 : ドラム缶 (200 L 缶、1 段置き) で保管廃棄する。 保管廃棄設備 廃棄物保管区域を床面にペイントで明示する。 (200 L ドラム缶) の放射性廃棄物を収納する。
核燃料物質の状態	放射性固体廃棄物	
核燃料物質の臨界防止	—	
技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 加工棟の床に設置する設計。
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F3] 固体廃棄物を汚染の広がりを防止する措置を講じてドラム缶その他の金属製容器に収納し密閉した状態で保管廃棄する管理。
	火災等による損傷の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計。  [14.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計。
材料及び構造	—	
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	

表ト-2-7 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 仕様 (続き)

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	<p>[20.1-F1]                  保管廃棄設備 廃棄物保管区域では、の保管廃棄能力を有する設計。</p> <p>[20.2-F1]                  保管廃棄設備 廃棄物保管区域は放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、放射性廃棄物を保管廃棄する区域を床面にペイントで明示する設計。</p>
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	<p>[99-F5]                  200 L ドラム缶は、耐震重要度分類第 1 類相当の転倒防止策 (固縛措置含む。) を講じる管理。</p>	
添付図	図ト-2-1-1	

表ト-2-8 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 保管廃棄設備
設備・機器名称 機器名	{6162} 保管廃棄設備 廃棄物保管区域	
変更内容	改造 (保管廃棄能力を から に変更する。(保管廃棄能力を変更するが工事は行わない。))	
設置場所	第 1 加工棟	
員数	1	
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	—
	寸法 (単位 : m)	概略寸法 : 約 $\text{L} \times \text{W}$
	その他の構成機器	—
	その他の性能	保管廃棄能力 : ドラム缶 (200 L 缶、3 段積み以下) 及び大型金属容器 (1 段置き) で保管廃棄する。 保管廃棄設備 廃棄物保管区域を床面にペイントで明示する。 (200 L ドラム缶) の放射性廃棄物を収納する。
核燃料物質の状態	放射性固体廃棄物	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 加工棟の土間に設置する設計。
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F3] 固体廃棄物を汚染の広がりを防止する措置を講じてドラム缶その他の金属製容器に収納し密閉した状態で保管廃棄する管理。
	火災等による損傷の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計。  [14.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計。
	材料及び構造	—
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	

表ト-2-8 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 仕様 (続き)

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	<p>[20.1-F1]                  保管廃棄設備 廃棄物保管区域では、の保管廃棄能力を有する設計。</p> <p>[20.2-F1]                  保管廃棄設備 廃棄物保管区域は放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、放射性廃棄物を保管廃棄する区域を床面にペイントで明示する設計。</p>
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	<p>[99-F5]                  200 L ドラム缶は、耐震重要度分類第 1 類相当の転倒防止策（固縛措置含む。）を講じる管理。                  大型金属容器は、耐震重要度分類第 1 類相当の転倒防止策を講じる管理。</p>	
添付図	図ト-2-1-1	

表ト-2-9 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 保管廃棄設備
設備・機器名称 機器名	{6163} 保管廃棄設備 廃棄物保管区域	
変更内容	改造 (保管廃棄能力を から に変更する。(保管廃棄能力を変更するが工事は行わない。))	
設置場所	第 1 加工棟	
員数	1	
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	—
	寸法 (単位 : m)	概略寸法 : 約 L × W
	その他の構成機器	—
	その他の性能	保管廃棄能力 : ドラム缶 (200 L 缶、3 段積み以下) 及び大型金属容器 (1 段置き) で保管廃棄する。 保管廃棄設備 廃棄物保管区域を床面にペイントで明示する。 (200 L ドラム缶) の放射性廃棄物を収納する。
核燃料物質の状態	放射性固体廃棄物	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 加工棟の土間に設置する設計。
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F3] 固体廃棄物を汚染の広がりを防止する措置を講じてドラム缶その他の金属製容器に収納し密閉した状態で保管廃棄する管理。
	火災等による損傷の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計。  [14.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計。
	材料及び構造	—
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	


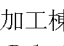





表ト-2-9 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 仕様 (続き)

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	<p>[20.1-F1]                      保管廃棄設備 廃棄物保管区域では、の保管廃棄能力を有する設計。</p> <p>[20.2-F1]                      保管廃棄設備 廃棄物保管区域は放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、放射性廃棄物を保管廃棄する区域を床面にペイントで明示する設計。</p>
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	<p>[99-F5]                      200 L ドラム缶は、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策（固縛措置含む。）を講じる管理。                      大型金属容器は、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策を講じる管理。</p>	
添付図	図ト-2-1-1	

黄色マーカー：次回以降申請する安全機能（機能性能等）について記載しているもの  
 緑色マーカー：本申請で安全機能を確認し、次回以降申請においても一部の安全機能を確認するもの  
 青色マーカー：工事の方法について記載しているもの  
 灰色マーカー：該当しない理由について記載しているもの  
 二重取消線：他の設備で申請する安全機能について説明しているもの  
 その他：位置、構造強度、機能性能の全てを認可対象として申請しているもの

表チ-2-1 ガンマ線エリアモニタ 検出器 仕様

許可との対応	許可番号（日付） 施設名称	原規規発第 1803284 号（平成 30 年 3 月 28 日付け） ガンマ線エリアモニタ
設備・機器名称 機器名	{7008} ガンマ線エリアモニタ 検出器	
変更内容	移設（第 1 加工棟に設置しているガンマ線エリアモニタ 検出器 2 台のうち、  に設置している 1 台を、建物の耐震補強工事と干渉するため同室内で移設し、第 1 加工棟の壁への固定を行う。（  に設置している他の 1 台については、変更はない。）） ①ガンマ線エリアモニタ 検出器の一部移設	
設置場所	第 1 加工棟 	
員数	2 台（各設置場所に 1 台ずつ）	
一般仕様	型式	半導体式
	主要な構造材	検出器本体：ABS 樹脂 アンカーボルト：鋼
	寸法（単位：mm）	概略寸法： 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	測定範囲（  μ Sv/h）
	核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 加工棟の壁に固定する設計。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とし、第 1 加工棟の壁に固定する設計。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] アンカーボルトを不燃性材料である鋼製とする設計。 アンカーボルトの材料を別表チ-2-1-1 に示す。  [11.3-F2] 分電盤に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する設計。 配線用遮断器の結線図を図リ-4-1-6 に示す。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
安全機能を有する施設	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—

表チー 2-1 ガンマ線エリアモニタ 検出器 仕様 (続き)

技術基準に基づく仕様	警報設備等	[18.1-F1] ガンマ線エリアモニタ 検出器により、管理区域における外部放射線に係る線量当量を計測し、加工施設の安全性を著しく損なうおそれのある空間線量率 (500 $\mu$ Sv/h) に至るまでに異常を検知し、放射線監視盤 (ガンマ線エリアモニタ) <sup>(1)</sup> により警報を発する設計。 なお、放射線監視盤 (ガンマ線エリアモニタ) は、次回以降の申請で適合性を確認する (別表チー 2-1-2)。
	放射線管理施設	[19.1-F2] ガンマ線エリアモニタ 検出器により、管理区域における外部放射線に係る線量当量を計測し、加工施設の安全性を著しく損なうおそれのある空間線量率 (500 $\mu$ Sv/h) に至るまでに異常を検知し、放射線監視盤 (ガンマ線エリアモニタ) <sup>(1)</sup> により警報を発する設計。 なお、放射線監視盤 (ガンマ線エリアモニタ) は、次回以降の申請で適合性を確認する (別表チー 2-1-2)。
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	[24.2-F1] ガンマ線エリアモニタ 検出器は、バッテリーを内蔵する設計。  [24.2-F2] ガンマ線エリアモニタ 検出器は、非常用電源設備 No.1 非常用発電機 <sup>(2)</sup> 、非常用電源設備 No.2 非常用発電機 <sup>(2)</sup> に接続し、外部電源が喪失しても動作可能な設計。  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">技術基準【非常用電源設備】欄の「非常用電源設備 No.1 非常用発電機、非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が喪失しても動作可能な設計」の仕様は、本申請で適合性確認を受けるものである。添付図欄に示す図リー 4-1-6 で非常用電源系統への接続状況を確認する。</div>
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
	添付図	図チー 2-1-1、図チー 2-1-2、図リー 4-1-6

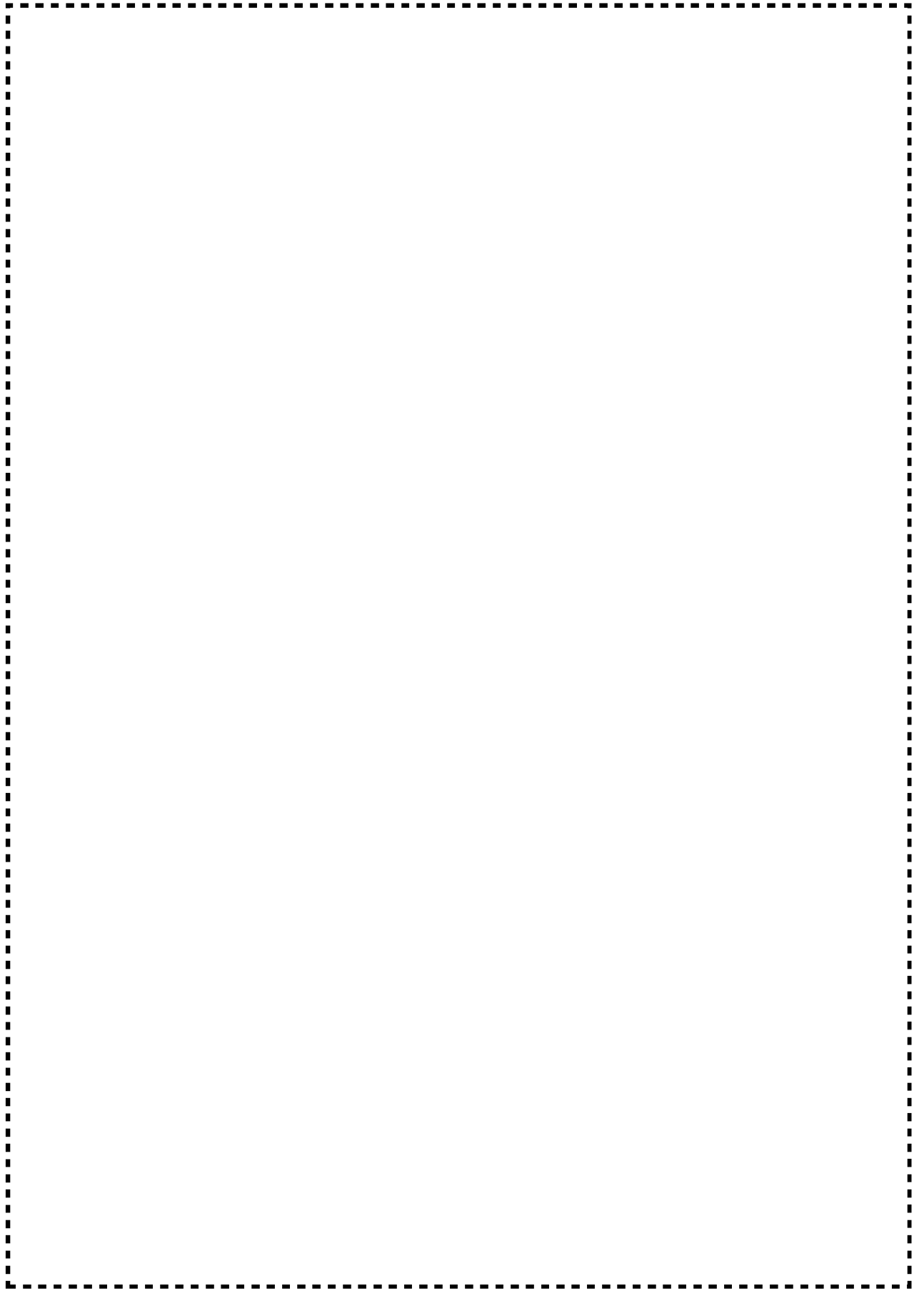
- (1) 放射線監視盤 (ガンマ線エリアモニタ) は、次回以降の申請で適合性を確認するが、ガンマ線エリアモニタ 検出器の安全機能の確認は、既存の放射線監視盤 (ガンマ線エリアモニタ) で行う。また、放射線監視盤 (ガンマ線エリアモニタ) の適合性確認までの間は、既存の放射線監視盤 (ガンマ線エリアモニタ) に接続し、安全機能を維持する。
- (2) 非常用電源設備 No.1 非常用発電機、非常用電源設備 No.2 非常用発電機は、次回以降の申請で適合性を確認するが、これらに接続する設備・機器の安全機能の確認は、既存の非常用電源設備 No.1 非常用発電機、非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続して行う。非常用電源設備 No.1 非常用発電機、非常用電源設備 No.2 非常用発電機の適合性確認までの間は、既存の非常用電源設備 No.1 非常用発電機、非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、安全機能を維持する。

別表チー 2 - 1 - 2 ガンマ線エリアモニタ 検出器 仕様

(次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲)

項目	技術基準に基づく仕様	適合性を確認するための施設
警報設備等	[18.1-F1] ガンマ線エリアモニタ 検出器により、管理区域における外部放射線に係る線量当量を計測し、加工施設の安全性を著しく損なうおそれのある線量当量 (500 $\mu$ Sv/h) に至るまでに異常を検知し、放射線監視盤(ガンマ線エリアモニタ) により警報を発する設計。	放射線監視盤(ガンマ線エリアモニタ)
放射線管理施設	[19.1-F2] ガンマ線エリアモニタ 検出器により、管理区域における外部放射線に係る線量当量を計測し、加工施設の安全性を著しく損なうおそれのある線量当量 (500 $\mu$ Sv/h) に至るまでに異常を検知し、放射線監視盤(ガンマ線エリアモニタ) により警報を発する設計。	放射線監視盤(ガンマ線エリアモニタ)




仕様表チー 2 - 1 の次回以降の申請で適合性を確認する範囲について記載した箇所の内容と上記別表チー 2 - 1 - 2 の内容は、整合が取れたものとしている。




図リ - 4 - 1 - 6 第1加工棟 配線用遮断器結線図

黄色マーカー：次回以降申請する安全機能（機能性能等）について記載しているもの  
 緑色マーカー：本申請で安全機能を確認し、次回以降申請においても一部の安全機能を確認するもの  
 青色マーカー：工事の方法について記載しているもの  
 灰色マーカー：該当しない理由について記載しているもの  
 二重取消線：他の設備で申請する安全機能について説明しているもの  
 その他：位置、構造強度、機能性能の全てを認可対象として申請しているもの

表リ-2-1 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 1 仕様


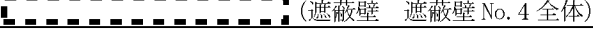

許可との対応	許可番号（日付） 施設名称	原規規発第 1803284 号（平成 30 年 3 月 28 日付け） 遮蔽壁 No. 1
建物・構築物名称	{1008} 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 1	
建物・構築物の区分	本体	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 1 加工棟 	
員数	1 基	
一般仕様	型式	自立型
	主要な構造材	別表リ-2-1-2 に示す。
	寸法（単位：mm）	 （遮蔽壁 遮蔽壁 No. 1 全体）
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-B1] 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 1 は、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、基礎の接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・支持方法 十分な支持性能を有する表層地盤（人工盛土）に直接支持させる。</li> <li>・基礎構造 直接基礎</li> <li>・地盤の許容応力度 </li> </ul> 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 1 は、加工事業変更許可申請書（平成 30 年 3 月 28 日付け原規規発第 1803284 号）に示すように、液状化のおそれがなく、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、遮蔽壁 遮蔽壁 No. 1 を十分に支持することができる地盤に設ける設計。
	地震による損傷の防止	[6. 1-B1] 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 1 の耐震重要度分類を第 1 類（割増係数 1.5）とし、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合に生じる応力度が、短期許容応力度を超えない設計。 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 1 の構造を別表リ-2-1-1 に示す。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	— <sup>(1)</sup>
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11. 3-B1] 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 1 の主要な構造部には建築基準法第二条第九号の三で定める不燃性材料（鉄筋、コンクリート）を使用する設計。 使用する材料を別表リ-2-1-2 に示す。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
安全機能を有する施設	[14. 1-B1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計。	

表リ-2-1 遮蔽壁 遮蔽壁 No.1 仕様 (続き)

技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設	[14.2-B1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	[22.1-B1] 加工事業変更許可申請書(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号)のとおり、貯蔵施設には最大貯蔵能力の濃縮ウラン、再生濃縮ウラン等が、保管廃棄施設には最大保管廃棄能力の放射性固体廃棄物が存在するものとして、直接線及びスカイシャイン線の線量を評価し、敷地境界における線量が年間1 mSvより十分に低減できるような建物の壁及び屋根の厚さとする設計。(図へ-2-1-53)  ○遮蔽壁 遮蔽壁 No.1 の遮蔽機能としての仕様 (設計確認値) 
	換気設備	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図リ-2-1-1～図リ-2-1-2	


- (1) 第1加工棟内に自立している構築物であり、外部からの衝撃による影響を受けるおそれはない。
- (2) 建築基準法施行令第九十三条の規定により、国土交通大臣が定める方法を定めた平成13年国土交通省告示第1113号に基づく試験を行い確認。

表リ-2-2 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 4 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	遮蔽壁 No. 4
建物・構築物名称		{1011} 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 4
建物・構築物の区分		本体
変更内容		変更なし
設置場所		第 1 加工棟 
員数		1 基
一般仕様	型式	自立型
	主要な構造材	別表リ-2-2-2 に示す。
	寸法 (単位: mm)	 (遮蔽壁 遮蔽壁 No. 4 全体)
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-B1] 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 4 は、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、基礎の接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支持方法 十分な支持性能を有する表層地盤 (人工盛土) に直接支持させる</li> <li>・ 基礎構造 直接基礎</li> <li>・ 地盤の許容応力度 </li> </ul> 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 4 は、加工事業変更許可申請書 (平成 30 年 3 月 28 日付け原規規発第 1803284 号) に示すように、液状化のおそれがなく、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、遮蔽壁 遮蔽壁 No. 4 を十分に支持することができる地盤に設ける設計。
	地震による損傷の防止	[6. 1-B1] 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 4 の耐震重要度分類を第 1 類 (割増係数 1.5) とし、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合に生じる応力度が、短期許容応力度を超えない設計。 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 4 の構造を別表リ-2-2-1 に示す。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	— <sup>(1)</sup>
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11. 3-B1] 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 4 の主要な構造部には建築基準法第二条第九号の三で定める不燃性材料 (鉄筋、コンクリート) を使用する設計。 使用する材料を別表リ-2-2-2 に示す。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-B1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計。

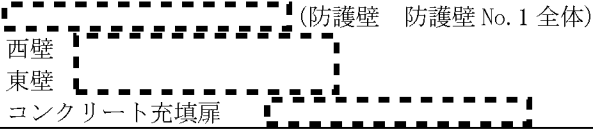

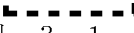


表リ-2-2 遮蔽壁 遮蔽壁 No.4 仕様 (続き)

技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設	[14.2-B1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	[22.1-B1] 加工事業変更許可申請書(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号)のとおり、貯蔵施設には最大貯蔵能力の濃縮ウラン、再生濃縮ウラン等が、保管廃棄施設には最大保管廃棄能力の放射性固体廃棄物が存在するものとして、直接線及びスカイシャイン線の線量を評価し、敷地境界における線量が年間1 mSvより十分に低減できるような建物の壁及び屋根の厚さとする設計。(図へ-2-1-53) ○遮蔽壁 遮蔽壁 No.4の遮蔽機能としての仕様(設計確認値) 
	換気設備	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図リ-2-2-1~図リ-2-2-2	

- (1) 第1加工棟内に自立している構築物であり、外部からの衝撃による影響を受けるおそれはない。
- (2) 建築基準法施行令第九十三条の規定により、国土交通大臣が定める方法を定めた平成13年国土交通省告示第1113号に基づく試験を行い確認。

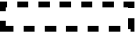

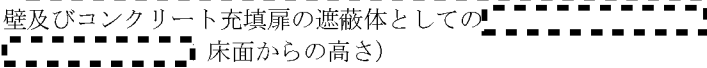
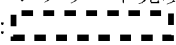
表リ-3-1 防護壁 防護壁 No.1 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	防護壁 No.1 防護壁 No.2
建物・構築物名称		{1012} 防護壁 防護壁 No.1 <sup>(1)</sup>
建物・構築物の区分		本体
変更内容		新設 (竜巻対策のために第 1 加工棟北側に新設する。)(別表リ-3-1-1 に示す構造とする。)
設置場所		第 1 加工棟 北側屋外
員数		1 基
一般仕様	型式	自立型、コンクリート充填扉付き
	主要な構造材	鉄筋コンクリート壁、コンクリート充填扉 別表リ-3-1-2 に示す。
	寸法 (単位: mm)	 (防護壁 防護壁 No.1 全体) 西壁 東壁 コンクリート充填扉
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	—
	核燃料物質の臨界防止	—
技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-B1] 防護壁 防護壁 No.1 (コンクリート充填扉を含む) は杭基礎構造とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、防護壁 防護壁 No.1 を十分に支持することができる地盤に設ける設計。 支持層は、加工事業変更許可申請書のとおり、N 値 30 以上の洪積層である大阪層群 (泉南累層) とする設計。  ・支持方法 N 値 30 以上の洪積層 (粘土層及び砂層) に杭基礎で支持させる ・杭材料  ・杭先端深さ <sup>(12)</sup>  ・杭配置 図リ-3-1-3
	地震による損傷の防止	[6.1-B1] 防護壁 防護壁 No.1 (コンクリート充填扉を含む) の耐震重要度分類を第 1 類 (割増係数 1.5) とし、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合に生じる応力度が、短期許容応力度を超えない設計。 ○構造・寸法を図リ-3-1-2 から図リ-3-1-8 に示す。
	津波による損傷の防止	— <sup>(2)</sup>
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.1-B2] (竜巻) 防護壁 防護壁 No.1 (コンクリート充填扉を含む) は加工事業変更許可申請書 (平成 30 年 3 月 28 日付け原規規発第 1803284 号) に示すように設計竜巻 (F1、最大風速 49 m/s) による竜巻荷重を上回る強度を有し、設計竜巻に伴う飛来物 (プレハブ) による損傷が生じない設計。

表リ-3-1 防護壁 防護壁 No.1 仕様 (続き)

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p>	<p>○防護壁 防護壁 No.1 (コンクリート充填扉を含む) を新設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・位置 配置を図リ-3-1-1に示す。</li> <li>・構造・寸法 構造・寸法を図リ-3-1-2から図リ-3-1-8に示す。</li> <li>・材料 主な材料を別表リ-3-1-1に示す。</li> </ul> <p>(落雷) —<sup>(3)</sup></p> <p>(極低温) —<sup>(4)</sup></p> <p>(降下火砕物) —<sup>(5)</sup></p> <p>(積雪) —<sup>(6)</sup></p> <p>(生物学的事象) —<sup>(7)</sup></p> <p>(航空機落下) —<sup>(8)</sup></p> <p>(森林火災、外部火災) [8.1-B5] [8.2-B2] 想定する火災源に対し、その影響を受けないための離隔距離が、危険距離以上とする設計。また、想定する爆発源に対して、その影響を受けないための離隔距離が、危険限界距離以上となること又は一般高圧ガス保安規則で定める第一種設備距離の2倍以上の離隔距離を確保する設計。 防護対象施設と敷地内の竹林及び危険物施設の位置関係を図へ-2-1-56に、防護対象施設と敷地内の高圧ガス貯蔵施設の位置関係を図へ-2-1-57に、敷地内の燃料輸送車両の走行経路と火災発生位置を図へ-2-1-58に、敷地内の高圧ガス輸送車両の走行経路と爆発位置を図へ-2-1-59に示す。また、想定する火災源、爆発源からの離隔距離を別表リ-3-1-3に示す。<sup>(9)</sup></p> <p>(電磁的障害) —<sup>(10)</sup></p> <p>(交通事故) —<sup>(11)</sup></p>
	<p>加工施設への人の不法な侵入等の防止</p>	<p>—</p>
	<p>閉じ込めの機能</p>	<p>—</p>
	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>[11.3-B1] 防護壁 防護壁 No.1 の主要な構造部には建築基準法第二条第九号の三で定める不燃性材料 (鉄筋、コンクリート) を使用する設計。 使用する材料を別表リ-3-1-2に示す。</p>
	<p>加工施設内における溢水による損傷の防止</p>	<p>—</p>
	<p>安全避難通路等</p>	<p>—</p>

表リ-3-1 防護壁 防護壁 No.1 仕様 (続き)

技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設	<p>[14.1-B1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計。</p> <p>[14.2-B1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
遮蔽		<p>[22.1-B1] 加工事業変更許可申請書(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号)のとおり、貯蔵施設には最大貯蔵能力の濃縮ウラン、再生濃縮ウラン等が、保管廃棄施設には最大保管廃棄能力の放射性固体廃棄物が存在するものとして、直接線及びスカイシャイン線の線量を評価し、敷地境界における線量が年間1 mSvより十分に低減できるような建物の壁及び屋根の厚さとする設計。(図へ-2-1-53)</p> <p>○防護壁 防護壁 No.1の遮蔽機能としての仕様(設計確認値)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・壁厚さ：</li> <li>・壁長さ </li> <li>・壁及びコンクリート充填扉の遮蔽体としての 床面からの高さ)</li> <li>・壁コンクリート及びコンクリート充填扉に充填するコンクリートの気乾単位容積質量：</li> </ul> <p>[22.2-B1] 壁及びコンクリート充填扉により外部放射線を低減する設計。</p>
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	<p>[99-B4] 防護壁 防護壁 No.1はF3風荷重で損傷することなく、トラックウィング車の衝突で倒壊せず、第1加工棟をトラックウィング車から防護する設計。</p>	
添付図	図リ-3-1-1～図リ-3-1-6	


- (1) 加工事業変更許可申請書に示していた防護壁 No.1、防護壁 No.2は基礎を共有する構築物とすることとしたため、本設工認ではこれらをあわせて防護壁 防護壁 No.1として申請する。本設工認における防護壁 防護壁 No.1は地上部に2つの壁を有する構造であり、加工事業変更許可申請書に記載した第1加工棟の竜巻対策としての防護壁の安全設計方針(2つの壁により竜巻防護する)から変更はない。
- (2) 本加工施設の敷地は標高約48mにあり、基準津波の最大遡上高さ6mと比べて十分高く、遡上波は到達しないことを確認している。
- (3) 建築基準法第三十二条にある高さ20m以上の建物に該当せず、また危険物の規制に関する政令第十条第1項第十四号に定める指定数量の10倍を超える危険物の屋内貯蔵所ではないため、法令上避雷針の設置は必要ない。
- (4) 防護壁 防護壁 No.1は壁と扉のみの構造であり、極低温の影響を受けるおそれはない。
- (5) 防護壁 防護壁 No.1に屋根はないため、火山活動(降下火砕物)の影響を受けるおそれはない。
- (6) 防護壁 防護壁 No.1に屋根はないため、積雪の影響を受けるおそれはない。

- (7) 防護壁 防護壁 No. 1 は壁と扉のみの構造であり、生物学的事象の影響を受けるおそれはない。
- (8) 「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について」に基づいて本加工施設への航空機落下確率を評価し、航空機落下確率の総和が $10^{-7}$  (回/施設・年)を超えないことから、想定する外部事象として航空機の墜落を想定する必要がないことを確認している。
- (9) 防護壁 防護壁 No. 1 は航空機落下火災の評価対象に該当しない。
- (10) 防護壁 防護壁 No. 1 はインターロックを有しておらず、電磁的障害の影響を受けるおそれはない。
- (11) 防護壁 防護壁 No. 1 は一般道路から距離が離れているため、交通事故の影響を受けるおそれはない。防護壁 No. 1 と町道の位置関係を示したものを図へー2ー1ー5.5に示す。
- (12) 杭の杭先端深さについては、施工管理により多少変動する場合がある。

表リ-4-1 非常用設備

設置場所	設備・機器名称 機器名	汎用部品	技術基準に 基づく仕様	員数	変更内容	添付図
第1加工棟	{8038} 緊急設備 非常用照明 <sup>(1)</sup>	器具本体、ランプ、バッテリー、配線	安全避難通路等	1式 (15台)	改造 (全数取替え)	図リ-4-1-1 図リ-4-1-6
第1加工棟	{8038-2} 緊急設備 誘導灯 <sup>(1)</sup>	器具本体、ランプ、バッテリー、配線	安全避難通路等	1式 (47台)	改造 (一部取替え、追加、残り再据付け)	図リ-4-1-1 図リ-4-1-6
第1加工棟	{8035} 緊急設備 避難通路	避難通路表示	安全避難通路等	1式	新設	図リ-4-1-1
第1加工棟	{8007-7} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)) <sup>(1)(5)</sup>	器具本体 (スピーカ)、配線	通信連絡設備等	1式 (10台)	改造 (全数取替え)	図リ-4-1-2 図リ-4-1-7
第1加工棟	{8007-10} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ)) <sup>(1)(5)</sup>	器具本体 (アンプ、バッテリー、マイク)、配線	通信連絡設備等	1式 (1台)	改造 (再据付け)	図リ-4-1-2 図リ-4-1-7
第1加工棟	{8007-8} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ)) <sup>(1)(5)</sup>	器具本体 (PHS アンテナ)、配線、所内携帯電話機 (PHS)	通信連絡設備等	1式 (5台)	改造 (一部取替え・追加、残り再据付け)	図リ-4-1-2 図リ-4-1-8
第1加工棟	{8009-5} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器) <sup>(1)</sup>	器具本体、配線	火災等による損傷の防止	1式 熱感知器 (スポット型) : 27台 煙感知器 (スポット型) : 35台	改造 (一部取替え・型式変更、残り再据付け)	図リ-4-1-3 図リ-4-1-9
第1加工棟	{8009-6} 火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機) <sup>(1)</sup>	受信機本体、バッテリー、配線	火災等による損傷の防止	1式 受信機: 1台 (P型受信機)	改造 (再据付け)	図リ-4-1-3 図リ-4-1-9
第1加工棟	{8010-5} 消火設備 消火器	消火器	火災等による損傷の防止	1式 ABC 粉末消火器 10型 : 20本 ABC 粉末消火器 20型 : 13本 ABC 粉末消火器 50型 : 2本	増設 (1本撤去、3本増設)	図リ-4-1-4
屋外	{8012-3} 消火設備 屋外消火栓 <sup>(1)(2)</sup>	屋外消火栓	火災等による損傷の防止	1式	仮移設 (1台) <sup>(4)</sup>	図リ-4-1-5 図リ-4-1-10
屋外	{8012-5} 消火設備 屋外消火栓配管 <sup>(1)(2)</sup>	屋外消火栓配管	火災等による損傷の防止	1式	仮移設 (3箇所) <sup>(3)</sup>	図リ-4-1-5 図リ-4-1-10

(1) 耐震重要度分類第3類とする。

- (2) 消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋外消火栓配管は凍結防止のため、地上露出部に断熱材を巻く措置を講じる。
- (3) 第1加工棟のを撤去する工事及び隣接一般建物の外壁補強工事を実施するに当たって、干渉する既設の消火設備 屋外消火栓配管の安全機能を維持するため、工事に先立つ準備作業として、消火設備 屋外消火栓配管を一時的に取り外し仮移設する。仮移設中においてもその安全機能を維持するための措置（消火器の設置、可搬消防ポンプを近傍に備えること）を講じる。仮移設した消火設備 屋外消火栓配管は、次回以降の申請で、仮移設の状態から復旧し本設するための新規制基準対応工事を行い、その適合性を確認する。
- (4) 加工施設に係る消火設備 屋外消火栓は6台（消火栓 No. 6、消火栓 No. 7、消火栓 No. 10、消火栓 No. 11、消火栓 No. 12、消火栓 No. 13）であり、このうち、第1加工棟全域を包含できるように設置する消火設備 屋外消火栓は4台（消火栓 No. 6、消火栓 No. 7、消火栓 No. 10、消火栓 No. 11）である。本申請に係る防護壁 防護壁 No. 1の設置工事を実施するに当たって、干渉する消火設備 屋外消火栓の安全機能を維持するため、工事に先立つ準備作業として、消火設備 屋外消火栓（消火栓 No. 6）の仮移設を行う。なお、消火設備 屋外消火栓（消火栓 No. 6、消火栓 No. 7、消火栓 No. 10、消火栓 No. 11、消火栓 No. 12、消火栓 No. 13）は、次回以降の申請で適合性を確認する。
- (5) 多様性を備えた所内通信連絡設備は、所内通信連絡設備（放送設備）と所内通信連絡設備（所内携帯電話機）の2種類になる。









添2別表2-1 設計内容及び適合性を確認するための施設（建物・構築物）（次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲）

条項	申請予定	設計内容	適合性を確認するための施設
第十三条 安全避難通路	第5次	[13.1-F2 (可搬型照明)] 加工施設内に専用電源を備えた可搬型照明を設置する設計。	緊急設備 可搬型照明
第二十五条第2項 外部への通信連絡	第5次	[25.2-F1 (所外連絡)] 加工施設内に外部への通信連絡設備を備える設計。	通信連絡設備 所外通信連絡設備

添2別表1-2-2 設計番号と設計仕様の対照表（設備・機器）（続き）

項目	設計番号	設計仕様
第二十四条第2項 無停電電源装置	24.2-F1（バッテリー）	加工施設の安全性を確保するために特に必要な設備に、無停電電源装置又はバッテリーを備える設計。
	24.2-F2（非発接続）	非常用発電機に接続し、外部電源を喪失しても設備が利用可能な設計。
第二十五条第1項 通信連絡設備	25.1-F1（所内連絡）	所内の通信連絡のため、所内通信連絡設備を設置する設計。
その他許可で求める仕様	99-F2（貯蔵能力）	加工事業変更許可申請書に記載している貯蔵能力を有する設計。
	99-F3（設備撤去）	施設を撤去。
	99-F4（輸送物臨界）	輸送物で保管することにより、臨界発生を防止する設計。
	99-F5（固縛）	ドラム缶、金属容器は耐震重要度分類第1類相当の固縛措置を講じる設計。 輸送物は耐震重要度分類第3類相当の固縛措置を講じる設計。

本文仕様表の技術基準【非常用電源設備】欄の「非常用電源設備 No.1 非常用発電機、非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が喪失しても動作可能な設計」の仕様は、本申請で適合性確認を受けるものである。本文仕様表の添付図欄に示す図リ-4-1-6で非常用電源系統への接続状況を確認する。

添2別表2-2 設計内容及び適合性を確認するための施設（設備・機器）（次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲）

条項	申請予定	設計内容	適合性を確認するための施設
第五条 安全機能を有する 施設の地盤	第5次	[5.1-F1 (地盤)] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された建物に設置するか又は固定する設計。	消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋外消火栓配管
第六条第1項 耐震	第5次	[6.1-F1 (重要度分類)] 耐震重要度分類第3類として固定する設計。	消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋外消火栓配管
第八条第1項 自然災害	第5次	[8.1-F2 (極低温)] 過去に記録された最低気温-7.5℃(大阪管区気象台1945年1月28日)を踏まえ、屋外消火栓の地上露出部に断熱材を用いる設計。	消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋外消火栓配管
第十一条第1項 消火及び警報設備	第5次	[11.1-F1 (消火設備)] 消防法に基づき屋外消火栓を設置する。屋外消火栓の消火栓ポンプは、非常用電源設備で動作可能とする設計。	消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋外消火栓配管、消火設備 屋外消火栓の消火栓ポンプ
第十四条第1項 環境条件	第5次	[14.1-F1 (環境条件)] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計。	消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋外消火栓配管
第十四条第2項 検査試験	第5次	[14.2-F1 (検査試験)] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計。	消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋外消火栓配管
第十八条第1項 警報	第5次	[18.1-F1 (エリアモニタ)] ガンマ線エリアモニタ 検出器により、管理区域における外部放射線に係る線量当量を計測し、加工施設の安全性を著しく損なうおそれのある線量当量(500 μSv/h)に至るまでに異常を検知し、放射線監視盤(ガンマ線エリアモニタ)により警報を発する設計。	放射線監視盤(ガンマ線エリアモニタ)
第十九条 放射線管理施設	第5次	[19.1-F2 (エリアモニタ)] ガンマ線エリアモニタ 検出器により、管理区域における外部放射線に係る線量当量を計測し、加工施設の安全性を著しく損なうおそれのある線量当量(500 μSv/h)に至るまでに異常を検知し、放射線監視盤(ガンマ線エリアモニタ)により警報を発する設計。	放射線監視盤(ガンマ線エリアモニタ)
第二十四条第2項 無停電電源設備	第5次	[24.2-F2 (非発接続)] 非常用電源設備に接続し、外部電源が喪失しても動作可能な設計。	消火設備 屋外消火栓の消火栓ポンプ
第二十五条第1項 通信連絡設備	第5次	[25.1-F1 (所内連絡)] 加工施設内に所内通信連絡設備を備える設計。	通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)
第二十五条第1項 通信連絡設備	第5次	[25.1-F1 (所内連絡)] 加工施設内に所内通信連絡設備を備える設計。	通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備)

以上

資料Q 6 - 3

Q6-3 P454～ 「添2表1-3-1 第1加工棟各部位が有する安全機能」について、第11条内部火災のうち、火災区域として考慮されていない屋根に求められる火災時の安全機能について、許可された加工施設としての技術基準に基づく仕様を整理して説明すること。  
なお、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドでは、屋根を評価対象としていない。

A6-3

第1加工棟の火災等による損傷防止の設計が技術基準に基づく仕様の適合性について、加工事業変更許可申請書の記載と併せて、設工認申請書の技術基準規則への適合状況の説明（p.498以降）に示している。

「火災による損傷の防止」の基本設計に関する加工事業変更許可申請書の記載を要約すると、以下のようになる。

- ①耐火構造又は不燃材料で造ることにより火災の発生を防止する（No5-4）。
- ②火災を早期に感知し報知する設備を有する（No5-1）。
- ③消火を行う設備を有する（No5-1）。
- ④火災による影響を軽減する機能として、建物内の耐火壁で囲まれた火災区域を設定し、隣接する他の火災区域に容易に延焼しない構造とする（No5-30）。

上記のうち、第1加工棟の屋根については、①に基づき不燃性材料で造ることが該当するが、内部火災影響評価では評価対象としていないことから「－」として整理していた。

しかしながら、第1加工棟の屋根は金属屋根（木毛セメント板下地瓦棒葺）で造る設計であること、第1加工棟内には可燃物が少なく、火災時間が0.01～0.17時間であり最大でも約10分程度であることから、屋根が焼失するようなことはなく、内部火災時においても閉じ込め機能（管理区域境界）は維持できることから、内部火災において「○」が適切であると考えられる。

以上